

石巻市過疎地域持続的発展計画

(令和 3～7 年度)

令和 3 年 12 月

令和 4 年 9 月 (変更)

令和 5 年 12 月 (変更)

令和 6 年 12 月 (変更)

宮 城 県 石 巻 市

目次

1	基本的な事項	1
(1)	市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	行財政の状況	31
(4)	地域の持続的発展の基本方針	34
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	43
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	43
(7)	計画期間	43
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	43
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	47
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	47
3	産業の振興	49
(1)	現況と問題点	49
(2)	その対策	54
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	57
(4)	産業振興促進事項	59
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	59
4	地域における情報化	60
(1)	現況と問題点	60
(2)	その対策	60
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	61
5	交通施設の整備、交通手段の確保	62
(1)	現況と問題点	62
(2)	その対策	62
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	63
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	65
6	生活環境の整備	66
(1)	現況と問題点	66
(2)	その対策	67
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	68
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	69
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	70
(1)	現況と問題点	70
(2)	その対策	71
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	74

(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	74
8	医療の確保	75
(1)	現況と問題点	75
(2)	その対策	75
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	76
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	76
9	教育の振興	77
(1)	現況と問題点	77
(2)	その対策	79
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	82
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	82
10	集落の整備	84
(1)	現況と問題点	84
(2)	その対策	84
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	84
11	地域文化の振興等	85
(1)	現況と問題点	85
(2)	その対策	85
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	85
12	再生可能エネルギーの利用の推進	87
(1)	現況と問題点	87
(2)	その対策	87
(3)	計画（令和3年度～令和7年度）	87
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	87
13	事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） ..	88

1 基本的な事項

(1) 市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本市は宮城県の北東部に位置し、新旧北上川が北東から市の中央部と東部へ流れ、流域には肥よくな平坦地が広がり、市の北部から牡鹿半島にかけては北上高地の山々が連なっている。また、東部と南部は太平洋に面し、海洋性の気候で、内陸地方と比較すると寒暖の差が少なく、東北地方の中では年間を通して比較的温暖な地域となっている。沿岸部は、神割崎^{かみわりざき}から牡鹿半島までがリアス式海岸に、旧北上川の河口である石巻湾側は、長浜^{ながはま}から雲雀野^{ひばりの}へと続く砂浜となっている。また、沖合には、金華山^{きんかさん}、網地島^{あじしま}、田代島^{たしろじま}のほか多くの小さな島々が浮かび、多様な地勢上の特徴を有し、風光明媚な景観を形成している。

北上川の河岸にはヤナギの河畔林^{かはんりん}やヨシの群生地が広がり、ヨシ原は環境省の「残したい日本の音風景 100 選」に選ばれている。また、多くの貴重な生物も生息しており、翁倉山^{おきなくらやま}がイヌワシ繁殖地として国の天然記念物に、また、大指沖^{おおさし}の双子島^{ふたごじま}等がウミネコなどの繁殖地として県の天然記念物及び日本野鳥の会の重要野鳥生息地に指定されている。

地勢は、東西約 35 k m、南北約 40 k m、面積は 554. 55 k m²を有し、県土 (7, 282. 29 k m²) の 7. 6%を占めている。

イ 歴史的条件

本市には、沼津^{ぬまづ}、南 境^{みなみざかい}、仁斗田^{にとだ}、梨木畑^{なしきばた}、宝ヶ峯^{たからがみね}、檜崎^{かしざき}、深山^{しんざん}、日影^{ひかげ}、天雄寺^{てんゆうじ}など多くの貝塚があり、縄文時代には人々がこの地で自然の恵みを受けながら暮らしてきたことがうかがわれる。

天平宝字2 年 (758 年) には時の律令政府によって海道 (太平洋側) の蝦夷^{えみし}への軍事拠点として桃生城の造営が開始された。時代を経て、文治5 年 (1189 年)、源頼朝の奥州征伐により藤原氏が滅亡すると、やがて山内首藤氏^{やまのうちのとう}や葛西氏^{かさい}の所領となった。市内各所に造立された板碑^{いたび} (石塔婆^{いしとうぼ}) 群や城館跡から、関東より武士団が移住し、その文化が流入したことが分かる。その後、鎌倉時代から約 400 年間にわたって奥州総奉行葛西氏の拠点として栄えた。

江戸時代に入ると、仙台藩伊達家統治の下、川村孫兵衛重吉^{かわむらまごべえしげよし}による北上川改修工事が行われた。北上川・江合川・迫川を合流し、石巻湾に流入させる大改修によって、水害防止やかんがい用水の確保のほか、東北各藩の藩米の集荷地、江戸廻米^{かいまい}の基地として利用され、仙台藩経済の中心となった。また、水田開発も飛躍的に進み、今日のまちの基盤を形成するに至った。

慶長 2 年 (1597 年) から明治 17 年 (1884 年) にかけて貞山運河^{ていざん}・北上運河が建設された。この運河は、仙台湾沿いに旧北上川河口と阿武隈川河口までを結ぶ総延長約 46. 4 k m のわが国最長の運河で、東北の輸送の大動脈となった。「貞山」とは伊達政宗公^{おくりな}の諡^{おくりな}であるといわれている。

明治に入ると東北本線の開通により交易港としての役割は急激に衰えたが、その後、金華

山沖漁場を背景として、石巻、雄勝、鮎川などの漁港を中心に漁業のまちとして活気を取り戻し、特に鮎川は女川と並んで近海捕鯨の基地として栄えた。

平成 17 年 4 月 1 日に、旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧桃生町、旧北上町及び旧牡鹿町とで合併協議を進め、『石巻市』として新たな市制を施行した。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後に到来した巨大津波によって甚大な被害を受けたが、復旧・再生・発展を成し遂げ、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指して、まちづくりを進めてきた。

『合併市町の沿革』

石巻市	昭和 8 年 4 月 1 日：市制を施行、以後、3 度にわたり蛇田村が編入 昭和 30 年 4 月 10 日：荻浜村が編入 昭和 34 年 5 月 15 日：渡波町が編入 昭和 42 年 3 月 23 日：稲井町が編入
河北町	昭和 30 年 3 月 21 日：飯野川町、二俣村、大川村及び大谷地村が合併して誕生
雄勝町	昭和 16 年 4 月 1 日：明治大合併により生まれた十五浜村が町制を施行
河南町	昭和 30 年 3 月 21 日：広渕村、須江村、北村、前谷地村及び鹿又村が合併して誕生
桃生町	昭和 30 年 3 月 21 日：中津山村と桃生村が合併して誕生
北上町	昭和 37 年 4 月 1 日：橋浦村と十三浜村が合併して生まれた北上村が町制を施行
牡鹿町	昭和 30 年 3 月 26 日：鮎川町と大原村が合併して誕生

ウ 社会的条件

日本は人口減少社会に突入しており、今後急速に人口減少が進むとともに、地方から東京圏への人口流出が顕著となり、地方においては、転出に伴う「社会減」と、出生率低下に伴う「自然減」の両者があいまって、人口減少が一層深刻化している。さらに、本市においては、東日本大震災（以下「震災」という。）以降の急激な人口流出もあり、地域経済社会への甚大な影響が懸念されている。

このような中、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するとともに、地域の特性に即した課題を解決するため、地方創生の取組を進めることが強く求められており、本市においても、少子高齢化、人口減少の課題を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けた取り組みについて、第 2 次総合計画の中に「人口戦略」として重点施策に位置付け、対策を講じていくこととしている。

平成元年の石巻専修大学開学、石巻港（日和港）の整備とその背後地への企業の立地、仙台・石巻間を結ぶ三陸縦貫自動車道の北東部への整備延伸、震災により被災した仙石線の全面開通と仙石東北ラインの開通等、交通アクセスが飛躍的に向上し、地域のポテンシャルは

高まっている。

一方で、仙台市や関東などの都市圏からの交通条件が向上したとはいえ、J R 鉄道網が限られ、路線バス・住民バスが唯一の公共交通機関となっていることから、住民のほとんどは、通勤、通学、通院などに自家用車を使用しており、道路交通への依存度が極めて高く、今後も幹線道路などの整備が急務となっている。

エ 経済的条件

本市は宮城県の北東部における物流の要衝であるとともに、漁業、商業、工業、農業がバランスよく発展してきた地域である。

特に水産業をはじめとする第一次産業は、これまで本市の発展を支えてきた基幹産業であるが、就業者の高齢化、担い手不足の傾向は顕著であり、今後の地域経済の活力低下につながるものが危惧されている。

震災前においては、ブランド魚など、本市においてもブランド化された農水産物が見られるようになっていたが、震災により本市の農水産業は大きな被害を受け、これまで培ってきた多くの販路を失うこととなった。その後、石巻魚市場が完全復旧するなど、農水産業の再生に向けた取組が進められてきたが、失われた販路の回復や新規開拓を進めていくためには、海外輸出も視野に入れながら、より多くの付加価値の高い農水産物を作っていく必要があり、生産から販売までの総合的な流通体制の確保のほか、徹底した安全管理により、安心でおいしい食材を提供し、消費者の信頼を獲得する必要がある。

第二次産業は、生産物の高付加価値化や高付加価値型産業の育成を図る必要がある。

また、6 次産業化の推進等により、第一次産業と第二次産業、第三次産業との結び付きを強化し、地域の特色を活かした新たな産業の確立などによる産業振興に努めることが重要となっている。

② 本市の現状

ア 人口等の動向

本市の国勢調査人口は、昭和 35 年には 180,012 人で、その後、増加傾向をたどってきたが、昭和 60 年の 186,587 人をピークに、その後は減少に転じ、令和 2 年には 140,151 人、昭和 35 年との比較では 22.1%、ピーク時の昭和 60 年との比較では 24.9%の減少となっている。

過疎化とともに高齢化の進行も著しく、他の年齢階層が減少を続けるなか、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、昭和 35 年に 5.6%だった高齢者比率が、令和 2 年には 33.2%に至っている。

過疎地域においては、昭和 35 年の人口は 63,958 人で、それ以前から減少が続き、令和 2 年には 21,766 人となり、昭和 35 年との比較では 66.0%の減少となっている。

また、高齢化の進行も顕著であり、若年者比率については昭和 35 年の 23.2%から令和 2 年には 9.8%に減少する一方、高齢者比率については昭和 35 年の 6.5%から令和 2 年には 41.3%に増加している。

これらは、地理的条件や道路整備状況などにより、人口が定着しないためと考えられ、均衡ある地域社会の形成や、生産機能の向上を図る上で大きな影響を及ぼしている。

イ これまでの過疎地域に対する取組

昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法施行以来、合併前に過疎地域の公示を受けていた町においては、過疎地域関連の特別措置法により、交通通信や生活環境、産業基盤などの整備に対する財政支援などを受け、地域の特性に応じた施策を計画的に講じてきており、平成 12 年度からの 5 か年の計画においては、旧過疎地域 4 町（河北地域、雄勝地域、北上地域、牡鹿地域）で約 299 億円の事業を実施してきた。

平成 17 年 4 月 1 日の合併以後は、本市全域がみなし過疎地域として指定されたことから、その後、5 年間に於いて約 389 億円の事業を実施してきた。

また、平成 22 年 4 月の特別措置法の一部改正により、旧過疎地域 4 町のみが過疎地域となるとともに、有効期限が平成 28 年 3 月まで延長されたことから、平成 22 年 12 月に策定された石巻市過疎地域自立促進計画に基づき、計画期間の 6 年間に於いて約 247 億円の事業を実施してきた。

さらに、平成 23 年 3 月の震災発生後における被災市町村の実情を踏まえた法改正により、失効期限を更に 5 年間延長し、令和 3 年 3 月末までとされたことから、平成 28 年度から令和 2 年度までを計画期間とする新たな石巻市過疎地域自立促進計画を策定し、当計画に基づき、インフラ整備や施設の改修事業など、約 318 億円の事業を実施し、一定の成果が上げられてきている。

令和 3 年 4 月からは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき石巻市過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、令和 4 年 4 月には、令和 2 年国勢調査の結果を反映し、桃生地域が新たに過疎地域とみなす区域に指定された。

ウ 本市の過疎地域における課題

人口の減少に伴って、若年者人口の割合が減少する一方で、高齢者人口の割合は急速に増加しており、この傾向は今後も続くことが予測されている。また、震災による大きな被害を受けた沿岸部の過疎地域からの人口流出が急速に進んでおり、人口減少に歯止めがかからない状況である。

本市における過疎地域については、復興期間である令和 2 年度までに於いて、施設の改修事業やインフラ整備などの復旧・復興事業、特にハード事業を最優先で進めてきたが、今後は、若年層の定住促進を目的とした雇用の場の確保、地場産業の開発・振興などが重要になるとともに、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢社会に対応した施設整備や福祉ボランティア組織の強化を図るなど、地域全体で高齢社会を支えていくシステムづくりなどのソフト事業を進めていく必要がある。また、合併の効果を生かして人口の定着化を進めるためにも、安全にそして安心して子どもを生み育てられるような少子化対策と、豊かな自然環境を生かした新たな産業の振興、魅力ある活力に満ちた地域づくりにも積極的に取り組

むことが必要不可欠である。

さらに、市内における鉄道、道路などの交通体系は十分に整備されているとはいえず、地理的条件から生產品の輸送手段が限られ、企業の育成・誘致が困難な地域もあることから、産業活動の活性化と交流人口の増加を目指した交通体系の見直しも重要な課題となっている。

エ 今後の見通し

本市の人口は今後も減少を続け、少子高齢化の傾向が顕著に表れると予測されるが、第2次総合計画に包含される「人口戦略」に基づき、地域産業の経営力強化による雇用創出や、災害に強く安全安心に暮らせる地域づくりの推進、結婚・妊娠・出産・育児に係る切れ目のない支援など、定住促進や人口流出抑制の環境づくりを積極的かつ着実に進め、人口減少の抑制を図ることとしている。

これまで、各種過疎対策事業を実施してきたが、依然として過疎化に歯止めがかからず、さらには震災の影響による急激な人口流出もあり、過疎地域では非常に厳しい状況が続いていることから、人口流出防止のための産業振興策やインフラ整備、地場産業の振興などの各種施策に取り組んでいくことが必要である。

また、合併によって生まれた地域独自の多彩な資源をつなぎ合い、産業間の連携を推進することによって、新たな産業を創出するとともに、地域の実情に応じた公共交通体系の整備を進めることで、市内外の交流が活発化され、交流人口が増加し、過疎化に歯止めをかけることが期待される。

さらに、本市の周辺市町を含めた石巻圏域では、広域行政事務組合や水道企業団を設置し、消防・救急、老人ホーム、ごみ・し尿処理、上水道などの事務を共同処理してきたほか、本圏域の広域的課題に対し、一体となって取り組んできた経緯を踏まえて、平成22年2月の定住自立圏構想に係る中心市宣言を経て、平成22年10月に石巻圏域定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンの策定を進めてきた。震災によりその取組が中断したが、令和4年10月に石巻圏域定住自立圏共生ビジョンを策定し、東松島市及び女川町と連携した取組を推進している。

震災以降、多様化する地域ニーズや市民ニーズへのきめ細やかな対応も求められており、複雑化する地域の課題解決のためには、新たな地域自治の枠組みを築きながら、行政と市民がパートナーとして共に考え、共に取り組む「市民協働」が重要不可欠となっている。このため、地域住民自ら参加・参画し、自己決定できる「地域自治システム」の確立が必要となっている。

③ 社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

本市の産業構造の変化を国勢調査における就業人口の推移でみると、昭和35年の78,320人から平成2年の89,178人までは増加傾向にあったものの、その後は減少に転じ、令和2年には65,193人となっている。

また、就業人口を産業別構成割合の変化からみると、昭和 35 年に 49.7%と最も高い比率を占めていた第一次産業は、その後減少を続け、令和 2 年には最も少ない 7.2%となり、第三次産業が昭和 35 年の 30.8%から着実に増加し、令和 2 年には全体の半数を超える 62.0%に至っている。

過疎地域の実業人口については、昭和 35 年は 29,008 人であったが、それ以前から減少が続き、令和 2 年には 10,608 人となっている。

また、産業別構成割合については、第一次産業は、昭和 35 年では 72.2%と最も高い比率を占めていたが、以後減少を続け、令和 2 年には最も少ない 18.2%となる一方で、第三次産業は、昭和 35 年の 16.2%から増加を続け、令和 2 年には全体の半数に近い 48.5%に達している。

これらの数字にも表れているように、産業構造を取り巻く環境の厳しさや就労意識の変化から、就業の主体が第一次産業から第二次・第三次産業へ移行していることが分かる。

イ 地域の経済的な立地特性

本市は、宮城県の北東部に位置し、新旧北上川が北東から市の中央部と東部へ流れ、流域には平坦な田園地帯が広がり、東部と南部が太平洋に面するなど、市全域が豊かな自然と多様で風向明媚な景観を有している。

温暖な気候と適度な降雨量は、農作物の生産に適し、また、金華山沖は暖流と寒流が交わる全国的にも有数の漁場となっている。

本市の中心地域は、鉄道や港などの経済活動を促す基盤が他地域より整備されていることもあり、商工業や水産業を中心に、市内のみならず県北東部の要衝として、その役割を果たしている。

国土交通省で整備を進めてきた三陸沿道路は、石巻女川インターチェンジの開通や石巻から仙台までの 4 車線化が完了、令和 3 年 3 月には、宮城県内の延長 126 k m が全線開通したことにより、就労機会の増大や地域産業の振興・再編を促し、また、人口の地方定着へ結びつくものと期待されている。

今後は、豊かな自然環境と、恵まれた観光資源、地域資源を有効に活用することで、各産業の活性化と地域の持続的発展が期待できる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口

ア 人口の推移

本市の人口推移を国勢調査人口でみると、昭和 60 年の 186,587 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年では 140,151 人で、5 年前の平成 27 年との比較では 7,063 人、4.8%の減少となっている。

年齢階層別による構成割合から、平成 27 年と令和 2 年を比較すると、0 歳から 14 歳までの年少人口は 11.5%から 10.4%に、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 57.8%から 54.9%に、65 歳以上の老年人口は 30.1%から 33.2%を占める結果となり、少子高齢化を顕著に反

映し、年少人口と生産年齢人口は減少、老年人口は増加の傾向を続けている。

過疎地域においては、昭和 35 年の人口は 63,958 人で、それ以前から減少が続き、令和 2 年には 21,766 人となり、5 年前の平成 27 年との比較では 11.0%の減少となっている。

また、平成 27 年と令和 2 年の年齢別構成割合を比較すると、年少人口は 10.1%から 8.6%に、生産年齢人口は 54.0%から 50.0%に減少する一方で、老年人口は 35.9%から 41.3%に増加しており、少子高齢化を顕著に反映したものとなっている。

イ 今後の動向

石巻市人口ビジョンの推計によると、様々な施策による出生率の上昇、社会減を解消する取組をした場合、令和 7 年には、石巻市の人口は、132,865 人となり、平成 27 年と比較し、14,349 人減少すると予想されている。

また、この結果を年齢階層別に見ると、年少人口は令和 7 年には 13,843 人となって、平成 27 年に比べ 18.3%の減少となり、さらに、生産年齢人口についても令和 7 年には 73,417 人と減少をたどり、平成 27 年に比べ 14.3%の減少となるが、これに対して、老年人口については、令和 7 年には 45,604 人と、全人口の 34.3%を占めると予測されている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(※ 年齢 3 階層別人口の合計は、年齢不詳が入るとき、総数と一致しない場合がある。)
(市全体)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 180,012	人 176,363	% △ 2.0	人 177,597	% 0.7	人 182,168	% 2.6
0 歳～14 歳	60,893	52,688	△ 13.5	46,606	△ 11.5	45,253	△ 2.9
15 歳～64 歳	108,979	112,481	3.2	118,204	5.1	121,909	3.1
うち 15 歳～29 歳 (a)	45,920	42,951	△ 6.5	43,124	0.4	41,433	△ 3.9
65 歳以上 (b)	10,140	11,194	10.4	12,787	14.2	15,002	17.3
(a)／総数 若年者比率	% 25.5	% 24.4	—	% 24.3	—	% 22.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.6	% 6.3	—	% 7.2	—	% 8.2	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 186,094	% 2.2	人 186,587	% 0.3	人 182,911	% △ 2.0	人 178,923	% △ 2.2
0 歳～14 歳	43,936	△ 2.9	41,026	△ 6.6	35,477	△ 13.5	29,812	△ 16.0
15 歳～64 歳	124,406	2.0	124,982	0.5	122,557	△ 1.9	118,746	△ 3.1
うち 15 歳～29 歳 (a)	37,934	△ 8.4	34,962	△ 7.8	33,527	△ 4.1	33,111	△ 1.2
65 歳以上 (b)	17,741	18.3	20,570	15.9	24,609	19.6	30,365	23.4
(a)／総数 若年者比率	% 20.4	—	% 18.7	—	% 18.3	—	% 18.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 9.5	—	% 11.0	—	% 13.5	—	% 17.0	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 174,778	% △ 2.3	人 167,324	% △ 4.3	人 160,826	% △ 3.9	人 147,214	% △ 8.5
0 歳～14 歳	25,909	△ 13.1	22,851	△ 11.8	20,214	△ 11.5	16,911	△ 16.3
15 歳～64 歳	112,883	△ 4.9	104,025	△ 7.8	96,297	△ 7.4	85,018	△ 11.7
うち 15 歳～29 歳 (a)	31,337	△ 5.4	26,604	△ 15.1	22,480	△ 15.5	19,395	△ 13.7
65 歳以上 (b)	35,982	18.5	40,435	12.4	43,747	8.2	44,248	1.1
(a)／総数 若年者比率	% 17.9	—	% 15.9	—	% 14.0	—	% 13.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 20.6	—	% 24.2	—	% 27.2	—	% 30.1	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 140,151	% △ 4.8
0 歳～14 歳	14,579	△13.8
15 歳～64 歳	76,979	△ 9.4
うち 15 歳～29 歳(a)	17,616	△ 9.2
65 歳以上(b)	46,507	5.1
(a)／総数 若年者比率	% 12.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 33.2	—

(過疎地域計)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 63,958	人 57,834	% △ 9.6	人 52,241	% △ 9.7	人 48,943	% △ 6.3
0 歳～14 歳	23,329	18,700	△19.8	13,841	△26.0	11,268	△18.6
15 歳～64 歳	36,475	34,558	△ 5.3	33,416	△ 3.3	32,171	△ 3.7
うち 15 歳～29 歳(a)	14,838	12,259	△17.4	11,452	△ 6.6	10,588	△ 7.5
65 歳以上(b)	4,154	4,576	10.2	4,984	8.9	5,504	10.4
(a)／総数 若年者比率	% 23.2	% 21.2	—	% 21.9	—	% 21.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.5	% 7.9	—	% 9.5	—	% 11.2	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 46,933	% △ 4.1	人 45,126	% △ 3.9	人 42,523	% △ 5.8	人 39,672	% △ 6.7
0 歳～14 歳	10,113	△10.3	9,364	△ 7.4	8,125	△13.2	6,521	△19.7
15 歳～64 歳	30,662	△ 4.7	28,952	△ 5.6	26,542	△ 8.3	23,916	△ 9.9
うち 15 歳～29 歳(a)	9,181	△13.3	7,452	△18.8	6,141	△17.6	5,511	△10.3
65 歳以上(b)	6,158	11.9	6,810	10.6	7,856	15.4	9,235	17.6
(a)／総数 若年者比率	% 19.6	—	% 16.5	—	% 14.4	—	% 13.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.1	—	% 15.1	—	% 18.5	—	% 23.3	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 37,041	% △ 6.6	人 34,214	% △ 7.6	人 31,193	% △ 8.8	人 24,456	% △21.6
0 歳～14 歳	5,131	△21.3	4,082	△20.4	3,299	△19.2	2,469	△25.2
15 歳～64 歳	21,632	△ 9.6	19,599	△ 9.4	17,442	△11.0	13,196	△24.3
うち 15 歳～29 歳(a)	5,079	△ 7.8	4,552	△10.4	3,665	△19.5	2,641	△27.9
65 歳以上(b)	10,278	11.3	10,533	2.5	10,452	△ 0.8	8,787	△15.9
(a)／総数 若年者比率	% 13.7	—	% 13.3	—	% 11.7	—	% 10.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 27.7	—	% 30.8	—	% 33.5	—	% 35.9	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 21,766	% △11.0
0 歳～14 歳	1,879	△23.9
15 歳～64 歳	10,879	△17.6
うち 15 歳～29 歳(a)	2,135	△19.2
65 歳以上(b)	8,995	2.4
(a)／総数 若年者比率	% 9.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 41.3	—

(旧河北町)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 20,050	人 18,767	% △ 6.4	人 17,007	% △ 9.4	人 16,015	% △ 5.8
0 歳～14 歳	7,265	5,843	△ 19.6	4,259	△ 27.1	3,484	△ 18.2
15 歳～64 歳	11,434	11,409	△ 0.2	11,126	△ 2.5	10,739	△ 3.5
うち 15 歳～29 歳(a)	4,488	4,067	△ 9.4	3,891	△ 4.3	3,670	△ 5.7
65 歳以上(b)	1,351	1,515	12.1	1,622	7.1	1,792	10.5
(a)／総数 若年者比率	% 22.4	% 21.7	—	% 22.9	—	% 22.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.7	% 8.1	—	% 9.5	—	% 11.2	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,850	% △ 1.0	人 15,474	% △ 2.4	人 14,900	% △ 3.7	人 14,186	% △ 4.8
0 歳～14 歳	3,236	△ 7.1	3,170	△ 2.0	2,930	△ 7.6	2,415	△ 17.6
15 歳～64 歳	10,564	△ 1.6	9,983	△ 5.5	9,319	△ 6.7	8,622	△ 7.5
うち 15 歳～29 歳(a)	3,410	△ 7.1	2,731	△ 19.9	2,315	△ 15.2	2,137	△ 7.7
65 歳以上(b)	2,050	14.4	2,321	13.2	2,651	14.2	3,149	18.8
(a)／総数 若年者比率	% 21.5	—	% 17.6	—	% 15.5	—	% 15.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 12.9	—	% 15.0	—	% 17.8	—	% 22.2	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,407	% △ 5.5	人 12,508	% △ 6.7	人 11,578	% △ 7.4	人 11,097	% △ 4.2
0 歳～14 歳	1,912	△ 20.8	1,570	△ 17.9	1,335	△ 15.0	1,159	△ 13.2
15 歳～64 歳	7,951	△ 7.9	7,300	△ 8.0	6,658	△ 8.8	6,176	△ 7.2
うち 15 歳～29 歳(a)	2,067	△ 3.4	1,812	△ 12.2	1,468	△ 19.0	1,300	△ 11.4
65 歳以上(b)	3,544	12.5	3,638	2.7	3,585	△ 1.5	3,760	4.9
(a)／総数 若年者比率	% 15.4	—	% 14.5	—	% 12.7	—	% 11.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 26.4	—	% 29.1	—	% 31.0	—	% 33.9	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 9,878	% △11.0
0 歳～14 歳	913	△21.2
15 歳～64 歳	5,091	△17.6
うち 15 歳～29 歳(a)	984	△24.3
65 歳以上(b)	3,866	2.8
(a)／総数 若年者比率	% 10.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 39.1	—

(旧雄勝町)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,179	人 10,248	% △ 8.3	人 9,312	% △ 9.1	人 8,596	% △ 7.7
0 歳～14 歳	4,051	3,505	△ 13.5	2,723	△ 22.3	2,223	△ 18.4
15 歳～64 歳	6,426	5,950	△ 7.4	5,712	△ 4.0	5,413	△ 5.2
うち 15 歳～29 歳(a)	2,727	2,218	△ 18.7	2,040	△ 8.0	1,733	△ 15.0
65 歳以上(b)	702	793	13.0	877	10.6	960	9.5
(a)／総数 若年者比率	% 24.4	% 21.6	—	% 21.9	—	% 20.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.3	% 7.7	—	% 9.4	—	% 11.2	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,851	% △ 8.7	人 7,160	% △ 8.8	人 6,544	% △ 8.6	人 5,840	% △ 10.8
0 歳～14 歳	1,777	△ 20.1	1,445	△ 18.7	1,187	△ 17.9	971	△ 18.2
15 歳～64 歳	5,045	△ 6.8	4,597	△ 8.9	4,089	△ 11.1	3,405	△ 16.7
うち 15 歳～29 歳(a)	1,445	△ 16.6	1,103	△ 23.7	792	△ 28.2	567	△ 28.4
65 歳以上(b)	1,029	7.2	1,118	8.6	1,268	13.4	1,464	15.5
(a)／総数 若年者比率	% 18.4	—	% 15.4	—	% 12.1	—	% 9.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.1	—	% 15.6	—	% 19.4	—	% 25.1	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,239	% △ 10.3	人 4,694	% △ 10.4	人 3,994	% △ 14.9	人 1,021	% △ 74.4
0 歳～14 歳	749	△ 22.9	490	△ 34.6	294	△ 40.0	33	△ 88.8
15 歳～64 歳	2,836	△ 16.9	2,517	△ 11.0	2,028	△ 19.4	423	△ 79.1
うち 15 歳～29 歳(a)	407	△ 28.7	416	3.0	343	△ 17.5	59	△ 82.8
65 歳以上(b)	1,654	13.0	1,687	2.0	1,672	△ 0.9	565	△ 66.2
(a)／総数 若年者比率	% 7.8	—	% 8.9	—	% 8.6	—	% 5.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 31.6	—	% 35.9	—	% 41.9	—	% 55.3	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 1,031	% 1.0
0 歳～14 歳	34	3.0
15 歳～64 歳	399	△ 5.7
うち 15 歳～29 歳(a)	62	5.0
65 歳以上(b)	598	5.8
(a)／総数 若年者比率	% 6.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 58.0	—

(旧桃生町)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,714	人 10,448	% △10.8	人 9,533	% △ 8.8	人 9,235	% △ 3.1
0 歳～14 歳	4,146	3,154	△23.9	2,280	△27.7	1,910	△16.2
15 歳～64 歳	6,800	6,422	△ 5.6	6,281	△ 2.2	6,226	△ 0.9
うち 15 歳～29 歳(a)	2,627	2,135	△18.7	2,061	△ 3.5	2,083	1.1
65 歳以上(b)	768	872	13.5	972	11.5	1,099	13.1
(a)／総数 若年者比率	% 22.4	% 20.4	—	% 21.6	—	% 22.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.6	% 8.3	—	% 10.2	—	% 11.9	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,313	% 0.8	人 9,322	% 0.1	人 9,270	% △ 0.6	人 8,990	% △ 3.0
0 歳～14 歳	1,932	1.2	1,995	3.3	1,815	△ 9.0	1,500	△17.4
15 歳～64 歳	6,152	△ 1.2	5,994	△ 2.6	5,920	△ 1.2	5,621	△ 5.1
うち 15 歳～29 歳(a)	1,862	△10.6	1,567	△15.8	1,455	△ 7.1	1,387	△ 4.7
65 歳以上(b)	1,229	11.8	1,333	8.5	1,535	15.2	1,869	21.8
(a)／総数 若年者比率	% 20.0	—	% 16.8	—	% 15.7	—	% 15.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.2	—	% 14.3	—	% 16.6	—	% 20.8	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,644	% △ 3.8	人 8,102	% △ 6.3	人 7,582	% △ 6.4	人 7,460	% △ 1.6
0 歳～14 歳	1,210	△19.3	1,050	△13.2	909	△13.4	869	△ 4.4
15 歳～64 歳	5,287	△ 5.9	4,787	△ 9.5	4,392	△ 8.3	4,151	△ 5.5
うち 15 歳～29 歳(a)	1,365	△ 1.6	1,178	△13.7	923	△21.6	834	△ 9.6
65 歳以上(b)	2,147	14.9	2,265	5.5	2,281	0.7	2,438	6.9
(a)／総数 若年者比率	% 15.8	—	% 14.5	—	% 12.2	—	% 11.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 24.8	—	% 28.0	—	% 30.1	—	% 32.7	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 6,629	% △11.1
0 歳～14 歳	661	△27.4
15 歳～64 歳	3,480	△16.2
うち 15 歳～29 歳(a)	701	△15.9
65 歳以上(b)	2,483	1.8
(a)／総数 若年者比率	% 10.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 37.5	—

(旧北上町)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,610	人 6,397	% △15.9	人 5,808	% △ 9.2	人 5,562	% △ 4.2
0 歳～14 歳	2,912	2,226	△23.6	1,602	△28.0	1,288	△19.6
15 歳～64 歳	4,133	3,589	△13.2	3,590	0.0	3,617	0.8
うち 15 歳～29 歳(a)	1,688	1,176	△30.3	1,165	△ 0.9	1,198	2.8
65 歳以上(b)	565	582	3.0	616	5.8	657	6.7
(a)／総数 若年者比率	% 22.2	% 18.4	—	% 20.1	—	% 21.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.4	% 9.1	—	% 10.6	—	% 11.8	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,469	% △ 1.7	人 5,356	% △ 2.1	人 5,036	% △ 6.0	人 4,765	% △ 5.4
0 歳～14 歳	1,269	△ 1.5	1,185	△ 6.6	1,014	△14.4	788	△22.3
15 歳～64 歳	3,488	△ 3.6	3,373	△ 3.3	3,051	△ 9.5	2,861	△ 6.2
うち 15 歳～29 歳(a)	1,061	△11.4	892	△15.9	762	△14.6	782	2.6
65 歳以上(b)	712	8.4	798	12.1	971	21.7	1,116	14.9
(a)／総数 若年者比率	% 19.4	—	% 16.7	—	% 15.1	—	% 16.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.0	—	% 14.9	—	% 19.3	—	% 23.4	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,472	% △ 6.1	人 4,028	% △ 9.9	人 3,718	% △ 7.7	人 2,430	% △34.6
0 歳～14 歳	636	△19.3	532	△16.4	448	△15.8	261	△41.7
15 歳～64 歳	2,668	△ 7.0	2,355	△11.5	2,116	△10.1	1,282	△39.4
うち 15 歳～29 歳(a)	712	△ 9.5	593	△16.2	441	△25.6	258	△41.5
65 歳以上(b)	1,168	4.7	1,141	△ 2.3	1,154	1.1	887	△23.1
(a)／総数 若年者比率	% 15.9	—	% 14.7	—	% 11.9	—	% 10.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 26.1	—	% 28.3	—	% 31.0	—	% 36.5	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 2,135	% △12.1
0 歳～14 歳	179	△31.4
15 歳～64 歳	987	△23.0
うち 15 歳～29 歳(a)	201	△22.1
65 歳以上(b)	969	9.2
(a)／総数 若年者比率	% 9.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 45.4	—

(旧牡鹿町)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,405	人 11,974	% △10.7	人 10,581	% △11.6	人 9,535	% △ 9.9
0 歳～14 歳	4,955	3,972	△19.8	2,977	△25.1	2,363	△20.6
15 歳～64 歳	7,682	7,188	△ 6.4	6,707	△ 6.7	6,176	△ 7.9
うち 15 歳～29 歳(a)	3,308	2,663	△19.5	2,295	△13.8	1,904	△17.0
65 歳以上(b)	768	814	6.0	897	10.2	996	11.0
(a)／総数 若年者比率	% 24.7	% 22.2	—	% 21.7	—	% 20.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.7	% 6.8	—	% 8.5	—	% 10.4	—

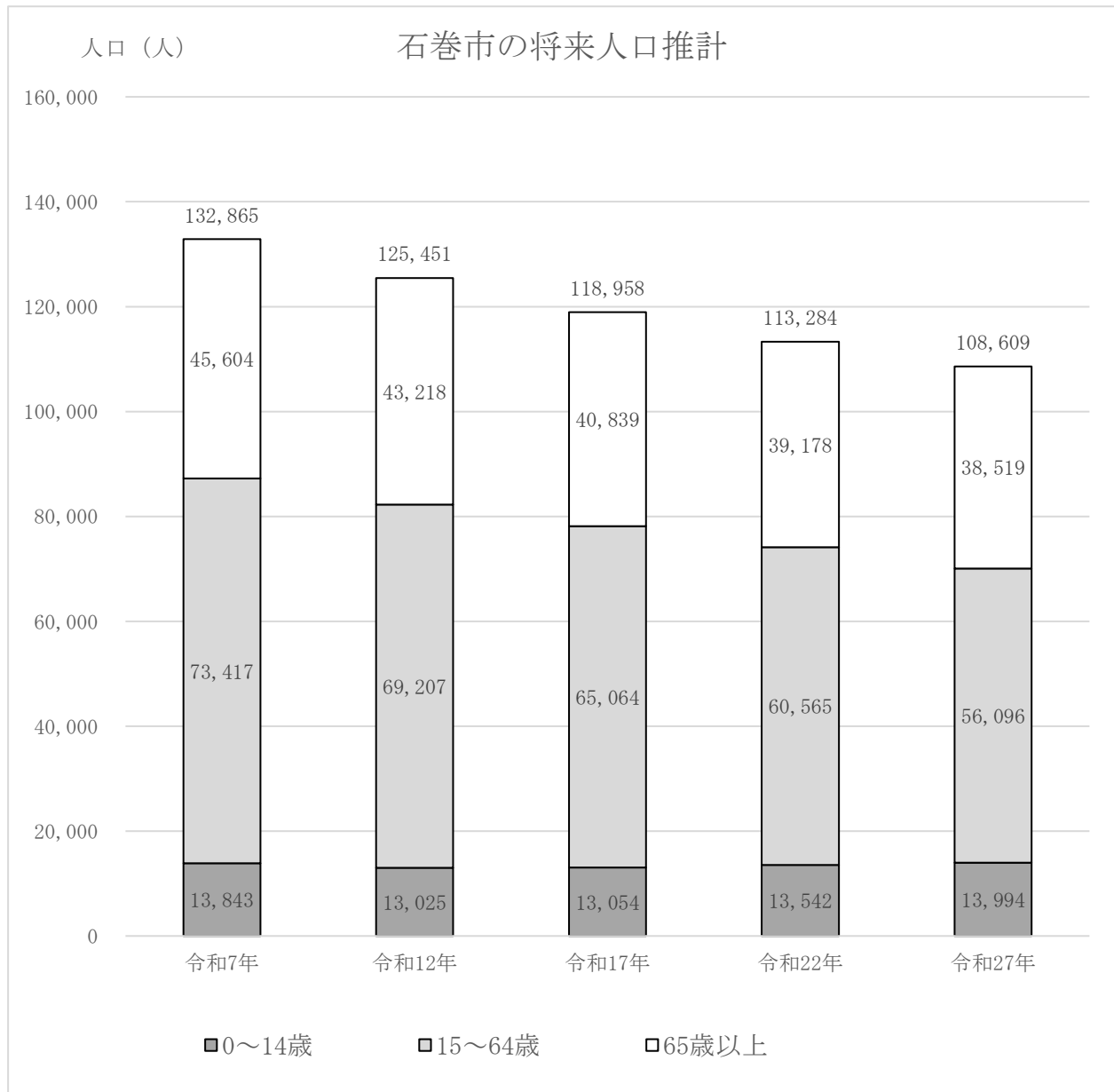
区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,450	% △11.4	人 7,814	% △ 7.5	人 6,773	% △13.3	人 5,891	% △13.0
0 歳～14 歳	1,899	△19.6	1,569	△17.4	1,179	△24.9	847	△28.2
15 歳～64 歳	5,413	△12.4	5,005	△ 7.5	4,163	△16.8	3,407	△18.2
うち 15 歳～29 歳(a)	1,403	△26.3	1,159	△17.4	817	△29.5	638	△21.9
65 歳以上(b)	1,138	14.3	1,240	9.0	1,431	15.4	1,637	14.4
(a)／総数 若年者比率	% 16.6	—	% 14.8	—	% 12.1	—	% 10.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 13.5	—	% 15.9	—	% 21.1	—	% 27.8	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,279	% △10.4	人 4,882	% △ 7.5	人 4,321	% △11.5	人 2,448	% △43.3
0 歳～14 歳	624	△26.3	440	△29.5	313	△28.9	147	△53.0
15 歳～64 歳	2,878	△15.5	2,640	△ 8.3	2,248	△14.8	1,164	△48.2
うち 15 歳～29 歳(a)	525	△17.7	553	5.3	490	△11.4	190	△61.2
65 歳以上(b)	1,764	7.8	1,802	2.2	1,760	△ 2.3	1,137	△35.4
(a)／総数 若年者比率	% 9.9	—	% 11.3	—	% 11.3	—	% 7.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 33.4	—	% 36.9	—	% 40.7	—	% 46.4	—

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 2,093	% △14.5
0 歳～14 歳	92	△37.4
15 歳～64 歳	922	△20.8
うち 15 歳～29 歳(a)	187	△ 1.6
65 歳以上(b)	1,079	△ 5.1
(a)／総数 若年者比率	% 8.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 51.6	—

表 1-1 (2) 人口の見通し

(※ 端数の処理により、総人口と各年齢階級別の人口が一致しない場合がある。)



(出典 石巻市人口ビジョン)

② 産業

ア 産業構造、各産業別の現況

令和 2 年の国勢調査における本市の就業人口は 65,193 人となっており、その内容を産業別に見ると、第一次産業が 4,702 人で全体の 7.2%と、全産業の中でもっとも低い割合となっており、続いて第二次産業が 18,341 人で 28.1%、もっとも割合が高いのは第三次産業の 40,445 人で、62.0%と全体の半数以上を占めており、この産業別の構成割合を 5 年前の平成 27 年と比較すると、第一次、第二次産業は減少で、第三次産業が増加という結果となっている。

経済活動別市内総生産からみると、令和 2 年度は 5,706 億円で、令和元年度の 5,991 億円から 285 億円の減少となっている。第一次産業では 24 億円減少したほか、第二次産業は 90 億円の減少、第三次産業は 159 億円の減少となっている。

また、令和 2 年度の経済活動別市内総生産を人口一人当たりで見ると、第三次産業では 871 万円、第二次産業では 1,089 万円となり、第一次産業においては 427 万円と、第二次産業、第三次産業の半額にも満たない状況にある。

イ 今後の動向

就業人口の減少傾向は今後も続き、第一次から第三次産業までの全ての産業において減少すると予測されている。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(※ 比率の計は、分類不能な産業があるため、100%にならない場合がある。)

(市全体)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年			昭和 45 年			昭和 50 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 78,320		人 77,862		% △ 0.6	人 84,324		% 8.3	人 83,185		% △ 1.4
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 38,918	% 49.7	人 34,417	% 44.2	% △ 11.6	人 31,263	% 37.1	% △ 9.2	人 24,491	% 29.4	% △ 21.7
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 15,287	% 19.5	人 16,325	% 21.0	% 6.8	人 20,290	% 24.1	% 24.3	人 22,194	% 26.7	% 9.4
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 24,100	% 30.8	人 27,115	% 34.8	% 12.5	人 32,653	% 38.7	% 20.4	人 36,414	% 43.8	% 11.5

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数		実数		実数		実数	
総数	人 86,263		人 87,751		人 89,178		人 88,722	
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 18,974	% 22.0	人 18,014	% 20.5	人 14,589	% 16.4	人 10,956	% 12.3
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 26,429	% 30.6	人 27,514	% 31.4	人 29,917	% 33.5	人 30,890	% 34.8
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 40,819	% 47.3	人 42,182	% 48.1	人 44,653	% 50.1	人 46,827	% 52.8

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数		実数		実数		実数	
総数	人 84,075		人 77,409		人 71,623		人 67,457	
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 8,956	% 10.7	人 7,813	% 10.1	人 6,282	% 8.8	人 5,165	% 7.7
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 28,397	% 33.8	人 23,523	% 30.4	人 20,850	% 29.1	人 19,669	% 29.2
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 46,383	% 55.2	人 45,618	% 58.9	人 43,158	% 60.3	人 41,297	% 61.2

区分	令和 2 年	
	実数	増減率
総数	人 65,193	% △ 3.4
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 4,702	% 7.2
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 18,341	% 28.1
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 40,445	% 62.0

(過疎地域計)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年			昭和 45 年			昭和 50 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 29,008		人 25,941		% △ 10.6	人 25,081		% △ 3.3	人 23,171		% △ 7.6
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 20,953	% 72.2	人 17,825	% 68.7	% △ 14.9	人 15,286	% 60.9	% △ 14.2	人 11,463	% 49.5	% △ 25.0
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 3,336	% 11.5	人 3,152	% 12.2	% △ 5.5	人 3,966	% 15.8	% 25.8	人 5,123	% 22.1	% 29.2
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 4,713	% 16.2	人 4,962	% 19.1	% 5.3	人 5,800	% 23.1	% 16.9	人 6,567	% 28.3	% 13.2

区分	昭和 55 年			昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 22,631		% △ 2.3	人 22,105		% △ 2.3	人 20,962		% △ 5.2	人 19,538		% △ 6.8
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 8,113	% 35.8	% △ 29.2	人 7,591	% 34.3	% △ 6.4	人 5,864	% 28.0	% △ 22.8	人 4,471	% 22.9	% △ 23.8
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 7,340	% 32.4	% 43.3	人 7,159	% 32.4	% △ 2.5	人 7,801	% 37.2	% 9.0	人 7,520	% 38.5	% △ 3.6
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 7,177	% 31.7	% 9.3	人 7,350	% 33.3	% 2.4	人 7,294	% 34.8	% △ 0.8	人 7,533	% 38.6	% 3.3

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 17,843		% △ 8.7	人 15,973		% △ 10.5	人 14,143		% △ 11.5	人 11,672		% △ 17.5
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 3,729	% 20.9	% △ 16.6	人 3,388	% 21.2	% △ 9.1	人 2,861	% 20.2	% △ 15.6	人 2,096	% 18.0	% △ 26.7
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 6,574	% 36.8	% △ 12.6	人 5,368	% 33.6	% △ 18.3	人 4,406	% 31.2	% △ 17.9	人 3,764	% 32.2	% △ 14.6
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 7,539	% 42.3	% △ 0.1	人 7,212	% 45.2	% △ 4.3	人 6,776	% 47.9	% △ 6.0	人 5,654	% 48.4	% △ 16.6

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 10,608		% △ 9.1
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,932	% 18.2	% △ 7.8
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 3,257	% 30.7	% △ 13.5
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 5,148	% 48.5	% △ 8.9

(旧河北町)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年			昭和 45 年			昭和 50 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 8,880		人 8,611		% △ 3.0	人 8,428		% △ 2.1	人 7,562		% △ 10.3
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 6,292	% 70.9	人 5,783	% 67.2	% △ 8.1	人 4,874	% 57.8	% △ 15.7	人 3,282	% 43.4	% △ 32.7
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 952	% 10.7	人 1,083	% 12.6	% 13.8	人 1,477	% 17.5	% 36.4	人 2,006	% 26.5	% 35.8
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,636	% 18.4	人 1,745	% 20.3	% 6.7	人 2,065	% 24.5	% 18.3	人 2,271	% 30.0	% 10.0

区分	昭和 55 年			昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 7,826		% 3.5	人 7,604		% △ 2.8	人 7,235		% △ 4.9	人 6,799		% △ 6.0
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 2,168	% 27.7	% △ 33.9	人 2,075	% 27.3	% △ 4.3	人 1,509	% 20.9	% △ 27.3	人 1,045	% 15.4	% △ 30.7
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 3,008	% 38.4	% 50.0	人 2,846	% 37.4	% △ 5.4	人 2,992	% 41.4	% 5.1	人 2,937	% 43.2	% △ 1.8
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 2,649	% 33.8	% 16.6	人 2,680	% 35.2	% 1.2	人 2,732	% 37.8	% 1.9	人 2,809	% 41.3	% 2.8

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 6,266		% △ 7.8	人 5,835		% △ 6.9	人 5,197		% △ 10.9	人 5,277		% 1.5
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 866	% 13.8	% △ 17.1	人 840	% 14.4	% △ 3.0	人 624	% 12.0	% △ 25.7	人 574	% 10.9	% △ 8.0
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 2,563	% 40.9	% △ 12.7	人 2,175	% 37.3	% △ 15.1	人 1,818	% 35.0	% △ 16.4	人 1,822	% 34.5	% 0.2
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 2,837	% 45.3	% 1.0	人 2,816	% 48.3	% △ 0.7	人 2,705	% 52.0	% △ 3.9	人 2,746	% 52.0	% 1.5

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 4,706		% △ 10.8
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 539	% 11.5	% △ 6.1
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,577	% 33.5	% △ 13.4
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 2,501	% 53.1	% △ 8.9

(旧雄勝町)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年			昭和 45 年			昭和 50 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 5,013		人 4,232		% △15.6	人 3,872		% △ 8.5	人 3,617		% △ 6.6
第一次産業 就業人口・比率	人 3,369	% 67.2	人 2,614	% 61.8	% △22.4	人 2,120	% 54.8	% △18.9	人 1,811	% 50.1	% △14.6
第二次産業 就業人口・比率	人 869	% 17.3	人 725	% 17.1	% △16.6	人 676	% 17.5	% △ 6.8	人 671	% 18.6	% △ 0.7
第三次産業 就業人口・比率	人 771	% 15.4	人 892	% 21.1	% 15.7	人 1,073	% 27.7	% 20.3	人 1,133	% 31.3	% 5.6

区分	昭和 55 年			昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 3,557		% △ 1.7	人 3,390		% △4.7	人 3,057		% △ 9.8	人 2,778		% △ 9.1
第一次産業 就業人口・比率	人 1,589	% 44.7	% △12.3	人 1,460	% 43.1	% △8.1	人 1,085	% 35.5	% △25.7	人 812	% 29.2	% △25.2
第二次産業 就業人口・比率	人 858	% 24.1	% 27.9	人 806	% 23.8	% △6.1	人 852	% 27.9	% 5.7	人 832	% 29.9	% △ 2.3
第三次産業 就業人口・比率	人 1,110	% 31.2	% △ 2.0	人 1,124	% 33.2	% 1.3	人 1,119	% 36.6	% △ 0.4	人 1,133	% 40.8	% 1.3

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 2,434		% △12.4	人 1,926		% △20.9	人 1,593		% △17.3	人 433		% △72.8
第一次産業 就業人口・比率	人 704	% 28.9	% △13.3	人 491	% 25.5	% △30.3	人 421	% 26.4	% △14.3	人 183	% 42.3	% △56.5
第二次産業 就業人口・比率	人 656	% 27.0	% △21.2	人 507	% 26.3	% △22.7	人 329	% 20.7	% △35.1	人 81	% 18.7	% △75.4
第三次産業 就業人口・比率	人 1,074	% 44.1	% △ 5.2	人 928	% 48.2	% △13.6	人 829	% 52.0	% △10.7	人 166	% 38.3	% △80.0

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 480		% 10.9
第一次産業 就業人口・比率	人 223	% 46.5	% 21.9
第二次産業 就業人口・比率	人 69	% 14.4	% △14.8
第三次産業 就業人口・比率	人 175	% 36.5	% 5.4

(旧桃生町)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年			昭和 45 年		昭和 50 年			
	実数		実数		増減率	実数		実数		増減率	
総数	人 5,352		人 4,930		% △ 7.9	人 4,921		人 4,686		% △ 4.8	
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 4,201	% 78.5	人 3,711	% 75.3	% △ 11.7	人 3,300	% 67.1	人 2,646	% 56.5	% △ 19.8	
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 302	% 5.6	人 402	% 8.2	% 33.1	人 716	% 14.5	人 957	% 20.4	% 33.7	
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 848	% 15.8	人 817	% 16.6	% △ 3.7	人 905	% 18.4	人 1,079	% 23.0	% 19.2	

区分	昭和 55 年			昭和 60 年			平成 2 年		平成 7 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		実数		増減率
総数	人 4,744		% 1.2	人 4,793		% 1.0	人 4,759		人 4,540		% △ 4.6
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,751	% 36.9	% △ 33.8	人 1,677	% 35.0	% △ 4.2	人 1,253	% 26.3	人 955	% 21.0	% △ 23.8
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,715	% 36.2	% 79.2	人 1,738	% 36.3	% 1.3	人 2,092	% 44.0	人 2,047	% 45.1	% △ 2.2
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,278	% 26.9	% 18.4	人 1,378	% 28.8	% 7.8	人 1,414	% 29.7	人 1,537	% 33.9	% 8.7

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年		平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		実数		増減率
総数	人 4,317		% △ 4.9	人 3,894		% △ 9.8	人 3,513		人 3,635		% 3.5
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 691	% 16.0	% △ 27.6	人 689	% 17.7	% △ 0.3	人 585	% 16.7	人 578	% 15.9	% △ 1.2
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,984	% 46.0	% △ 3.1	人 1,553	% 39.9	% △ 21.7	人 1,299	% 37.0	人 1,292	% 35.5	% △ 0.5
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,641	% 38.0	% 6.8	人 1,652	% 42.4	% 0.7	人 1,619	% 46.1	人 1,760	% 48.4	% 8.7

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 3,326		% △ 8.5
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 484	% 14.6	% △ 16.3
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,150	% 34.6	% △ 11.0
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,619	% 48.7	% △ 8.0

(旧北上町)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年			昭和 45 年			昭和 50 年		
	実数		実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 3,532		人 2,943		% △16.7	人 2,852		% △3.1	人 2,765		% △3.1
第一次産業 就業人口・比率	人 2,836	% 80.3	人 2,328	% 79.1	% △17.9	人 1,883	% 66.0	% △19.1	人 1,147	% 41.5	% △39.1
第二次産業 就業人口・比率	人 366	% 10.4	人 231	% 7.8	% △36.9	人 494	% 17.3	% 113.9	人 1,022	% 37.0	% 106.9
第三次産業 就業人口・比率	人 329	% 9.3	人 384	% 13.0	% 16.7	人 464	% 16.3	% 20.8	人 589	% 21.3	% 26.9

区分	昭和 55 年			昭和 60 年			平成 2 年			平成 7 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 2,597		% △6.1	人 2,504		% △3.6	人 2,425		% △3.2	人 2,278		% △6.1
第一次産業 就業人口・比率	人 613	% 23.6	% △46.6	人 591	% 23.6	% △3.6	人 452	% 18.6	% △23.5	人 377	% 16.5	% △16.6
第二次産業 就業人口・比率	人 1,328	% 51.1	% 29.9	人 1,246	% 49.8	% △6.2	人 1,259	% 51.9	% 1.0	人 1,143	% 50.2	% △9.2
第三次産業 就業人口・比率	人 656	% 25.3	% 11.4	人 665	% 26.6	% 1.4	人 714	% 29.4	% 7.4	人 757	% 33.2	% 6.0

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 2,135		% △6.3	人 1,794		% △16.0	人 1,682		% △6.2	人 1,136		% △32.5
第一次産業 就業人口・比率	人 319	% 14.9	% △15.4	人 228	% 12.7	% △28.5	人 234	% 13.9	% 2.6	人 199	% 17.5	% △15.0
第二次産業 就業人口・比率	人 1,000	% 46.8	% △12.5	人 805	% 44.9	% △19.5	人 642	% 38.2	% △20.2	人 425	% 37.4	% △33.8
第三次産業 就業人口・比率	人 816	% 38.2	% 7.8	人 761	% 42.4	% △6.7	人 780	% 46.4	% 2.5	人 498	% 43.8	% △36.2

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 1,011		% △11.0
第一次産業 就業人口・比率	人 154	% 15.2	% △22.6
第二次産業 就業人口・比率	人 338	% 33.4	% △20.5
第三次産業 就業人口・比率	人 424	% 41.9	% △14.9

(旧牡鹿町)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年			昭和 45 年		昭和 50 年			
	実数		実数		増減率	実数		実数		増減率	
総数	人 6,231		人 5,225		% △ 16.1	人 5,008		人 4,541		% △ 9.3	
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 4,255	% 68.3	人 3,389	% 64.9	% △ 20.4	人 3,109	% 62.1	人 2,577	% 56.7	% △ 17.1	% △ 17.1
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 847	% 13.6	人 711	% 13.6	% △ 16.1	人 603	% 12.0	人 467	% 10.3	% △ 22.6	% △ 22.6
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,129	% 18.1	人 1,124	% 21.5	% △ 0.4	人 1,293	% 25.8	人 1,495	% 32.9	% 15.6	% 15.6

区分	昭和 55 年			昭和 60 年			平成 2 年		平成 7 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		実数		増減率
総数	人 3,907		% △ 14.0	人 3,814		% △ 2.4	人 3,486		人 3,143		% △ 9.8
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,992	% 51.0	% △ 22.7	人 1,788	% 46.9	% △ 10.2	人 1,565	% 44.9	人 1,282	% 40.8	% △ 18.1
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 431	% 11.0	% △ 7.7	人 523	% 13.7	% 21.3	人 606	% 17.4	人 561	% 17.8	% △ 7.4
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,484	% 38.0	% △ 0.7	人 1,503	% 39.4	% 1.3	人 1,315	% 37.7	人 1,297	% 41.3	% △ 1.4

区分	平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	人 2,691		% △ 14.4	人 2,524		% △ 6.2	人 2,158		% △ 14.5	人 1,191		% △ 44.8
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,149	% 42.7	% △ 10.4	人 1,140	% 45.2	% △ 0.8	人 997	% 46.2	% △ 12.5	人 562	% 47.2	% △ 43.6
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 371	% 13.8	% △ 33.9	人 328	% 13.0	% △ 11.6	人 318	% 14.7	% △ 3.0	人 144	% 12.1	% △ 54.7
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 1,171	% 43.5	% △ 9.7	人 1,055	% 41.8	% △ 9.9	人 843	% 39.1	% △ 20.1	人 484	% 40.6	% △ 42.6

区分	令和 2 年		
	実数		増減率
総数	人 1,085		% △ 8.9
第 一 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 532	% 49.0	% △ 5.3
第 二 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 123	% 11.3	% △ 14.6
第 三 次 産 業 就 業 人 口 ・ 比 率	人 429	% 39.5	% △ 11.4

(3) 行財政の状況

① 行財政の現況と動向

ア 行政

本市においては、全国的な少子高齢化に加えて、震災による人口流出にも直面し、今後もさらなる人口減少が懸念される。特に、平成17年4月1日の合併前の旧河北町、旧雄勝町、旧北上町及び旧牡鹿町は、震災において甚大な被害を受け、人口減少が急速に進んだほか、旧桃生町についても、人口の遡減が進み、令和4年4月には、過疎地域とみなす区域に指定されている。一方で、震災からの復興まちづくりによる新たな地域づくりを実施し、ボランティア活動を通じた交流等も生まれている。人口減少を阻止・克服し、市民の安全安心な暮らしを実現するためには、国、宮城県、他市町村や市民とともに危機感と問題意識を共有し、積極的に連携することで、人口流出抑制や少子化対策等の地方創生に関する取組を進めることにより、活力ある「まち」づくりを進めていくことが必要である。

これまでも、市民意識調査などを実施し、市民ニーズの把握に努めてきたが、今後こうした取り組みを推進し、市民の意見や要望を市政に反映させ、より効果的な行政サービスの充実に努めていく必要がある。

イ 財政

本市の財政状況は、歳入のうち、市税については、近年増加傾向にあったが、主な要因が建設業・製造業に従事する市民を中心とした個人住民税や住宅再建に伴う固定資産税の増加など震災からの復旧・復興に起因するものであることから、今後は減少に転じ、さらに新型コロナウイルス感染症による経済低迷などの影響も加わるものと予測される。

また、普通交付税については、令和2年度で合併算定替が終了し、今後は、合併直後と比較し、大幅に減少した水準での交付額となるため、歳入環境はさらに厳しさを増すものと見込まれる。

一方、歳出については、少子高齢化等の影響による社会保障関係費の増加に加え、復興事業により建設された新たな公共施設の維持管理経費が増加しており、施設の統廃合の検討や指定管理者制度の一層の導入、コスト縮減や効率化に向けた取組を徹底していく必要がある。

このように歳入・歳出が厳しさを増す中、財源の創出や安定確保、業務の最適化等の取組を着実に推進し、本市の限られた行財政資源を有効に活用しながら、今後も持続可能な財政運営に努めていくことが必要となっている。

表 1-2 (1) 市町村行財政の状況

(市全体)

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額	68,111,734	330,919,099	255,010,461
A 一般財源	41,560,252	68,477,845	67,906,717
国庫支出金	8,760,738	85,841,035	38,787,441
都道府県支出金	3,718,563	8,466,790	8,190,106
地方債	7,106,400	10,704,938	9,440,450
うち過疎対策事業債	341,400	93,200	367,800
その他	6,965,781	157,428,491	130,685,747
歳出総額	66,667,490	281,120,804	179,360,610
B 義務的経費	31,188,533	31,093,319	30,576,203
投資的経費	7,671,245	126,895,213	65,782,216
うち普通建設事業	7,511,030	112,797,139	49,754,246
その他	27,807,712	123,132,272	83,002,191
過疎対策事業費	4,534,125	5,852,923	6,032,701
歳入歳出差引額 (A-B) C	1,444,244	49,798,295	75,649,851
翌年度へ繰り越すべき財源 D	289,609	39,217,418	69,903,910
実質収支 C-D	1,154,635	10,580,877	5,745,941
財政力指数 (※1)	0.50	0.49	0.54
公債費負担比率 (※2)	17.1	7.9	5.3
実質公債費比率 (※3)	14.9	15.2	9.1
起債制限比率 (※4)	10.8	—	—
経常収支比率 (※5)	92.2	91.3	99.8
将来負担比率 (※6)	104.8	48.5	—
地方債現在高 (※7)	68,477,583	73,146,690	84,222,111

※1 当該団体の財政力(体力)を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値で示す指数である。

※2 財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金金利に係るものも含まれる。

※3 平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。

□18%以上の団体…引き続き地方債の発行に国の許可が必要

□25%以上の団体…一般事業等の起債が制限

※4 地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたもの。

□15%～20%未満の団体…要注意団体

□20%～30%未満の団体…一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

□30%以上…一般事業債の制限

※5 財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。

※6 一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な債務の標準財政規模等に対する割合で、この数値が高いと、今後公債費などの増大により財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

※7 地方公共団体が、資金調達のために行う長期借入(借金)の現在高。臨時突発的に多額の出費がある場合や、収益的な投資のように将来の世代にも、経費を負担させることが公平な場合等に、地方債を起こすことができる。

② 施設整備水準等の現況と動向

本市は、これまで住民福祉の向上や生活環境の整備などを目的に、さまざまな施策を展開してきており、各種の過疎特別措置法の適用を受け、産業基盤、交通体系、生活環境などの基盤整備を進めてきた。

公共施設などの整備状況を令和 2 年度末の数値でみると、生活・産業の両面で重要な基盤である市道の改良率は 60.9%、舗装率については 66.6%となっており、今後も引き続き市道整備を推進する必要がある。

生活環境の充実を図る上で欠くことのできない水道普及率は 99.8%で、ほぼ、市全域に普及している。

水道普及率に対し、都市型の生活環境に不可欠である下水道や合併処理浄化槽を含む水洗化率については、昭和 55 年度末の 0.8%から令和 2 年度末には 94.5%にまで上昇している。

人口千人当たりの病院、診療所の病床数については、令和 2 年度末で 12.4 床であり、全国平均 12.6 床と比較して低い状況である。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

(市全体)

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	23.0	41.2	51.0	56.8	60.9
舗 装 率 (%)	35.3	52.7	60.9	65.0	66.6
農 道 延 長 (m) 耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	38.2	33.1	27.0	73,511 —	73,511 —
林 道 延 長 (m) 林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	7.7	7.8	8.3	108,521 —	115,367 —
水 道 普 及 率 (%)	97.3	98.6	99.5	99.6	99.8
水 洗 化 率 (%)	0.8	7.0	49.1	76.5	94.5
人口千人当たり病院、診療所の病床 数 (床)	13.6	14.2	14.3	11.6	12.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

① 河北地区

ア 現況

河北地区は、本市の北東部に位置し、地区の中心部には追波湾^{おっばわん}へ注ぐ東北地方最大の河川である北上川が、西部には石巻湾へと注ぐ旧北上川が流れ、北上高地から連なる上品山^{じょうぼんさん}、硯上山^{けん}などの山々、リアス式海岸を有する三陸海岸、白鳥の飛来地である富士沼^{ふじぬま}や長面浦^{ながつらうら}など、多彩な自然に恵まれた地区である。

本地区では、これらの多様な環境を活かした産業が営まれており、農業は法人化が進み、稲作を中心に麦・大豆など様々な農作物が作られている。その他にも林業や漁業などが営まれ、「河北せり」「べっこうしじみ」「長面カキ」など多くの特産品が作られている。

観光では、道の駅「上品の郷」^{じょうぼん さと}は県内2番目の入込数を誇る道の駅であるとともに、温泉も併設されており、地元住民にも愛される重要な施設となっている。そのほか、サマーフェスタ・イン・かほくやフェスティバル・イン・かほくなどの市民に愛されるイベントも開催している。食文化では、特産の河北せりを使用したせり鍋などのほか、古くから飯野川地区^{いいのがわ}で料理の出汁として利用されてきたサバだしに着目した「サバだしラーメン」など新たな名物も生み出されている。

また、地域コミュニティの活性化や地域の人材育成を目指した取組も行われ、幅広い文化・屋内スポーツ・学習・交流活動を行うことができる「河北総合センター（ビッグバン）」、世代を問わず屋外スポーツに親しむことのできる「追波川河川運動公園」^{おっばがわ}など文化スポーツ施設が充実している。

文化としては、各地区に古くから伝えられている神楽が有名で、県指定無形民俗文化財である皿貝法印神楽^{さらがいほういんかぐら}は1615～23年に本吉郡戸倉村から伝えられたと言われており、現代に受け継がれている。皿貝法印神楽のほかにも、市指定無形民俗文化財の飯野川、後谷地、福地、釜谷長面尾の崎法印神楽^{ふくじ かまやながつらお さき}をはじめ、各地区において多くの民俗、芸能文化が継承されている。

道路交通基盤では、三陸縦貫自動車道の河北インターチェンジが地区内にあることにより交通の利便性が高く、本市の中心部に位置し、飯野川橋や新北上大橋など橋りょうも整備されていることから、市内各地区へのアクセスの拠点として重要な役割を果たしている。

震災後に整備された二子団地^{ふたご}には、河北地区・雄勝地区・北上地区より移住した約400世帯が居住しており、市内半島沿岸部の移転団地では最大規模の防災集団移転先となっている。

また、大川地区には、慰霊・追悼の場とするとともに、震災被害の事実や学校における事前防災と避難の重要性などを伝承するため「震災遺構大川小学校」が整備されている。

イ 主要課題

本地区では、少子高齢化に伴い、一部地域において地域を担う後継者が不足しており、地域コミュニティそのものの維持が困難になってきている地区もある。また、防災集団移転団地である二子団地では、複数の地区からの移住者が居住していることから、新たなコミュニティの形成に時間を要している。

農業については、効率的・安定的経営体の育成及び後継者・新規就農者を確保し、安定した農業経営の確立を一層推進するとともに、近年増加している有害鳥獣の被害対策が必要となっている。

漁業については、陸地と隣接した環境で行われており、排水処理などによる漁業への影響が懸念されることから、環境への配慮が求められている。

商業については、郊外型商業施設の進出により、旧来の商店街からの顧客が流出し、個人商店の閉店などが進行していることから、商店経営の近代化などが課題となっている。

災害対策については、近年、大雨時に住宅や農地・水路などに甚大な被害が発生していることから、既存の排水処理施設などの見直しや内水排除への対策が求められているとともに、地区面積の多くを山林が占めていることから、森林整備を推進することにより土砂災害を防止するなど災害対応体制を構築する必要がある。

ウ 将来展望

観光振興及び地域振興の拠点である道の駅「上品の郷」を活用し、上品山や長面浦などの豊かな自然環境、さらには「河北せり」「長面カキ」「べっこうしじみ」などの特産品を活用したイベントを実施することにより、地域の活性化を図るとともに、「河北総合センター（ビッグバン）」などの文化施設を活用した文化行事などの取組が行われ、世代間交流が発展した活気ある生活が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 既存の住宅地や新たに整備された復興団地ともに地域住民の交流や地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図る。
- 医療と介護の連携推進、保育や子育て支援における安全安心など、様々な課題に総合的かつ包括的な支援が行える体制の強化に努める。また、地域住民の自助・互助による健康づくりや介護予防への取組、身近な地域における支え合いの取組を推進する。
- 「河北総合センター（ビッグバン）」や「追波川河川運動公園」などの文化・スポーツ施設の利活用促進を図り、交流活動やスポーツを通じた関係人口の拡大や住民の健康の保持増進を図る。
- 身近な生活道路を整備するとともに地域性を考慮した公共交通体系を構築し、市民生活や経済活動の利便性向上と地域の活性化を図る。
- 地震や水害などの自然災害への対策を推進し、関係機関との連携の強化や自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに、安心して暮らせる環境の構築を図る。
- 農林漁業の安定した経営体の育成と担い手の確保を図り、有害鳥獣による被害対策や環境への配慮に努め、地域産業の振興を図る。
- 非可住地域について、土地の有効活用を図るために、農業用地などによる利活用を推進し、地域の活性化に努める。
- 道の駅「上品の郷」を経済・情報・交流の場とし、旧来の商店街と連携して地域の

ぎわいを創出し、地域振興と観光振興を図る。

- 「皿貝法印神楽」をはじめとする各地域に伝わる「神楽」などの伝統芸能を地域独自の文化として広く周知し、伝統文化の存続に努める。

② 雄勝地区

ア 現況

雄勝地区は、本市の東部に位置し、太平洋に面した雄大なリアス式海岸を有しているほか、西部には北上山系から連なる硯上山がそびえ、国の指定を受けている天然記念物「八景島暖地性植物群落」や市指定天然記念物「雄勝荒魚 竜化石群」があるほか、太平洋を一望できる「白銀崎」はみやぎ新観光名所 100 選に選ばれるなど多彩な自然を有する風光明媚な地区である。

本地区は水産業が盛んで、「ホタテ」「うに」「あわび」「かき」「ほや」「ぎんざけ」「わかめ」などの多彩な海産物を有している。特に「かき」や「ホタテ」の養殖業が盛んであり、山間部と海が近く、豊富な栄養素が山から海へと流れることにより良質なものが育つことで有名である。

600 年以上の伝統を誇る国指定の伝統的工芸品「雄勝硯」の原料である「雄勝石」は、古くから硯の原料のほか屋根材などに使われる「雄勝石スレート」に加工されている。平成 24 年に完成当時の姿に復元された東京駅丸の内駅舎の屋根材にも使われている。

令和 2 年には、雄勝中心部地区拠点エリア「硯上の里おがつ」に、震災により被災した「雄勝硯伝統産業会館」や「雄勝観光物産交流館（おがつたなこや）」が再建・新設され、地区の観光・商業の振興、地域振興の中核を担う施設として期待されている。

そのほかにも、大須崎灯台は「恋する灯台」として平成 30 年に認定され、新たな観光スポットとして期待されているほか、国の重要無形民俗文化財である「雄勝法印神楽」、宮城県指定無形民俗文化財である名振地区の「おめつき」や「伊達の黒船太鼓」など、伝統文化による観光振興も期待されている。

震災後、災害危険区域に指定された雄勝地区の玄関口を花と緑で彩る「雄勝ガーデンパーク構想」も進められており、今後の交流人口の増加が見込まれる。

また、震災により地区内にあった雄勝病院が全壊したことにより、平成 23 年 10 月に開設した仮設診療所が地域医療を担ってきたが、平成 29 年に雄勝診療所・雄勝歯科診療所が開所し、重要な地域医療の拠点としての機能を果たしている。

イ 主要課題

震災により、居住者の多くが地区外や他市町村などへ転居、転出し、人口が大幅に減少したほか、全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響もあり、高齢化率の上昇による地域コミュニティの存続そのものが大きな課題になっている。

交通体系は、住民の生活において極めて重要であるほか、交流人口の拡大という観点からも欠かせない要素となっている。

産業については、基幹産業である水産業の担い手不足や、伝統産業である硯工人の後継者

不足が深刻化している。

名振地区の「おめつき」をはじめとする地域の特色ある伝統文化が、人口減少や少子高齢化などによる担い手不足により存続が困難になっている。

ウ 将来展望

リアス式海岸特有の自然環境を活用した養殖業を中心とした水産業や雄勝石を活かした地場産業や観光事業による地域振興が行われるとともに、関係人口の増加、移住・定住を促進することにより豊かな生活が営まれている。

エ 施策展開の方向

- リアス式海岸特有の雄大な海岸景観や山間部の豊かな自然環境、豊富な特産品など豊かな地域資源を活かした交流人口の拡大、情報発信や資源の有効活用による移住・定住の促進を図り地域コミュニティの存続に努める。
- 市内他地区へのアクセスがしやすい、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成する。
- 住民の生活や交流人口の周遊に関わる道路網の整備促進を関係機関に働きかけ、住民の利便性向上や地域の活性化を図る。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化し、自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに、安心して暮らせる環境の構築を図る。
- 地域の医療ニーズに対し柔軟に対応できる仕組の構築や共に支え合う仕組づくりを推進する。
- 豊かな森と海の恵みに育まれたホタテなど新鮮な地場産品の地域ブランドの確立や高付加価値化を図り、地域基幹産業である水産業の振興や水産業の担い手確保に努める。
- 移転元地などを有効に活用した交流拠点づくりを推進する。
- 持続的に自然資源を活用できるよう、有害鳥獣対策や自然環境の保全活動などを推進する。
- 古くからの伝統を誇る「雄勝石」などを地域資源として連携しながら活用し、地域観光の活性化を図るとともに、長い歴史を持つ「雄勝硯」や天然スレートなどの雄勝石産業を支える担い手の育成・保護育成し、貴重な地域資源として活用を図る。
- 「雄勝法印神楽」や名振の「おめつき」「伊達の黒船太鼓」などの伝統芸能を継承するための活動を支援するとともに、地域独自の文化として広く周知し、伝統文化の存続に努める。

③ 桃生地区

ア 現況

桃生地区は、本市の北西部に位置し、登米市など県北地域への交通の要衝となっている。

震災時に命の道としての機能を発揮した「三陸縦貫自動車道」が地区内を縦断しており、地区内には桃生豊里インターチェンジと桃生津山インターチェンジの二つのインターチェンジを有し、本市と県北地域をつなぐ物流、地域間交流、有事発生時に重要な役割を果たすなど、交通の大動脈として幅広い機能を果たしている。

地区の東部には北上川、西部には旧北上川が流れ、豊かな水資源を有し、それらを活かした稲作が盛んに行われている。そのほかにも、「小ねぎ」や「ガーベラ」などの施設園芸が行われており、貴重な北限のお茶である「桃生茶」なども栽培されている。畜産業も盛んであり、特に宮城県の「基幹種雄牛」として有名な「^{しげひろごう}茂洋号」は桃生地区で生まれていることから、「茂洋の郷づくり」とした産地化の動きも推進され、「桃生牛」のブランド化なども行われてきた。

文化としては、全国に類のないリズミカルな民俗芸能で、豊年踊りとして古くから伝わる「はねこ踊り」が有名で、多くの踊り手が「はねこ踊り」を披露する「ものうふれあい祭り」などのイベントが開催されているほか、県指定の無形民俗文化財である「^{てらさき}寺崎法印神楽」「^{しげひろごう}檜崎法印神楽」などがある。

古くからの歴史があり、西暦 758 年には蝦夷に対する軍事拠点として桃生城が築城されるなど古来より人々の生活が営まれていたほか、旧町時代よりチュニジア共和国との交流が行われるなど幅広い文化や歴史を有している。

イ 主要課題

震災発生直後は、半島沿岸部から移転を余儀なくされた方が地区内に転居するなどして、一時的に人口が増加したものの、その後の人口減少により、地域コミュニティの希薄化や、子どもと地域の関わりの減少、人口流出が懸念され、地域の均衡ある発展を推進するための新たな地域振興策を必要としている。

農業、畜産業ともに、担い手不足の深刻化などによる耕作放棄地の拡大が進行していることから、担い手の確保を推進するとともに、農畜産物の安定した生産体制と競争力の高い地域ブランドの確立を目指す必要がある。

「はねこ踊り」や各地区の「法印神楽」などの伝統文化は、地区の活性化を図るうえで重要な役割を果たしているが、後継者不足が懸念されている。

公共交通網が少ない地区であることから、通勤や通学、通院や買い物など住民ニーズに対応し、住民が利用しやすく、安定した運行を維持できる住民バスの体制を構築する必要がある。

内陸部に位置していることから、震災時には津波の被害はなかったものの、地震による建物などへの被害が多くあったことや、北上川、旧北上川に囲まれ、豊かな水資源を有しているが、一方で、台風・豪雨などの自然災害による甚大な被害も想定されることから、今後も災害に対する対策の構築が必要である。

ウ 将来展望

肥よくな大地を活かした稲作、安定した生産が可能な施設園芸、ブランド化による高い競

争力を有した畜産業などバランスの取れた農業が発展し、地域協働のまちづくりを推進することにより、誰もが安心して地域に住み続けることのできる社会が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 人口減少や少子高齢化に対応するため、多世代交流や地域住民同士のコミュニティ活動を推進するためのイベント開催や地域拠点施設の適正な整備に努め、地域で支え合う仕組みづくりを積極的に進める。
- 移住希望者の移住・定住につなげるため、情報発信や資源の有効活用を図るとともに、快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備や各種生活支援を推進する。
- 肥よくな大地を活かしたバランスの取れた農業、競争力の高い畜産業を展開し、そこから産出される多種多様な農畜産物を活用し、耕地の有効活用や地域の活性化を図る。
- 地域農業や農産物のブランド化、販路拡大を推進し、基幹産業である農業の担い手確保に努める。
- 地域性を踏まえた公共交通体系の構築を推進し、住民生活や経済活動の利便性向上と地域内交流などの活性化を図る。
- 三陸縦貫自動車道桃生豊里インターチェンジ、桃生津山インターチェンジの立地を活かした産業の活性化を図る。
- 地域住民の自助・互助による健康づくりや介護予防、身近な地域における支え合いの取組を推進する。
- 「はねこ踊り」や各地区の「法印神楽」などの伝統芸能により地域活動を活性化するとともに、交流人口を拡大し、住民のコミュニケーションの場の創出と地域間交流の充実を図り、地域コミュニティの活性化や伝統文化の後継者育成や史跡などの活用を図る。
- 「桃生スポーツ施設」、「桃生植立山公園」などのスポーツ施設の利活用促進を図り、スポーツ活動の推進や交流活動を通じた関係人口の拡大及び住民の健康の保持増進を図る。
- 地震や水害などの自然災害に対応するため、関係機関との連携を強化し、防災施設の整備や排水対策、自主防災組織の育成などによる防災体制の整備を促進するとともに総合防災対策の充実を図る。

④ 北上地区

ア 現況

北上地区は、本市の北東部に位置し、東北随一の大河「北上川」を河口に持つ追波湾に沿った東西に細長い地区である。海岸は「三陸復興国立公園」に指定されており、三陸特有のリアス式海岸が続く。沖合には海ツバメやウミネコなどの繁殖地として知られているくらかけしま鞍掛島、ふたごしま双子島などの島々が点在している。翁倉山は、国の天然記念物に指定されている「イヌワシ」の営巣地として知られ、北上川の河口には「残したい日本の音風景 100 選」にも選ばれているヨシ原の大群落が開放的な空間を造りだしている。ほかにも、鯨伝説で有名な「神割崎」、

幾多の地震にも耐え抜き、受験の神様として有名な「釣石神社の巨石」など、自然を活かした観光資源が多くある。

地区の特色のひとつとしては、住民団体を中心とした行政と住民が連携した地区活性化への取組も積極的に行われており、震災により被災した施設などを再建し、地区の拠点となる「にっこり地区」は、住民主体による計画の策定が行われた。

こうした取組により完成した拠点は、行政、教育、子育て、コミュニティ活動など生活に必要な公共機能を集約させた地域の拠点としての役割が期待される。

産業面では、豊かな自然環境の中で多様な一次産業が営まれており、北上川の豊かな水資源を活かした稲作を中心とする農業や、海水と真水がほどよく混じる追波湾で育った十三^{じゅうさん}浜^{はま}の「わかめ」「こんぶ」「ホタテ」などの海産物、北上川で採れる「しじみ」などが特産品として生産されている。

また、震災後に橋浦^{はしうら}地区に整備された「トマト」や「パプリカ」を生産する大規模園芸施設では、木質バイオマスや地中熱利用のヒートポンプなどのエネルギーを活用した農業の実践など、新たな農業生産への取組も行われているほか、十三浜地区では震災による津波被害を受けた移転元地を活用し、「北限のオリーブ」を栽培するなど、新たな産業への取組も行われている。

震災後に整備された観光施設としては、「白浜^{しらはま}ビーチパーク」「北上観光物産交流センター」などがあり、交流人口の増加など新たな観光拠点として期待されている。

文化としては、市指定の無形民俗文化財として、「女川^{おながわ}法印神楽」「大室南部^{おおむろ}神楽」が伝承されている。

イ 主要課題

全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響や震災後の地区外や他市町村への転居、転出者の増加により、高齢化率が他の地区と比較しても高くなっており、多世代交流の機会の減少などによる住民同士の関わりの希薄化の進行、特に若者がコミュニティの輪に入らないなど、地域コミュニティの課題が顕著になっている。

交通体系については、公共交通機関が少ないことから、主要道路の整備を推進するとともに、通学や通勤などの住民ニーズに対応し、誰もが利用しやすく、安定した住民バスの運行体制を構築する必要がある。

農業、水産業ともに、少子高齢化による後継者不足が深刻化しており経営基盤が不安定なものになっている。

ウ 将来展望

住民と行政が連携した地域活性化の取組を推進し、稲作、施設園芸、畜産のバランスの取れた農業、海、川の恵み豊かな水産物、「ヨシ原」「神割崎」などの風光明媚な自然景観など、豊かな地域資源を活用することにより、交流人口の増加、移住・定住の促進が図られ、観光事業も活性化した豊かな地域社会が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 豊かな地域資源の魅力を発信し、交流人口の拡大や移住・定住の促進を図るとともに、多世代交流の機会を増やし、若者がコミュニティの輪に入る取組を行うことなどにより、地域コミュニティの活性化を推進する。
- 地区に居住している住民が快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備を推進し、安全安心に居住できる地域社会の構築を推進する。
- 安定した地域医療体制を維持するとともに、地域の医療ニーズに対し柔軟に対応できる仕組の構築や共に支え合う仕組づくりを推進する。
- 住民の利便性向上や定住促進を図るため、市内他地区へのアクセスがしやすく、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成する。
- 農地整備事業や水産基盤整備事業などにより農林水産業の産業基盤を確立し、生産環境の改善と経営体の育成を図るとともに、生産性の高度化と生產品の高付加価値化などを図る。
- 非可住地域について、土地の有効活用を図るために、農業用地などによる利活用を推進し、地域の活性化に努める。
- 全国的に有名な北上川の「ヨシ原」や「神割崎」などの観光資源と豊富な農林水産物などを活用して地域産業の確立を図るとともに、写真セミナー「太平洋写真学校」など自然を題材としたイベントを企画することで都市住民との交流を図り、豊かな自然環境の活用を促進する。
- 持続的に自然資源を活用できるよう、有害鳥獣対策や自然環境の保全活動などを推進する。
- 「女川法印神楽」や「大室南部神楽」などの伝統芸能を地域独自の文化として広く周知し、伝統文化の存続に努める。

⑤ 牡鹿地区

ア 現況

牡鹿地区は、本市の東部に位置し、三方を海に囲まれた牡鹿半島の先端部に位置する網地島と金華山の2つの離島を有する地区で、1億年以上前に形成された地層も見られる。

海岸線は、三陸特有のリアス式海岸になっており海の青と山の緑が調和した風光明媚な景観を有していることから「三陸復興国立公園」に指定されている。

本地区は、豊かな漁場に恵まれた水産業が基幹産業となっており、漁船漁業や養殖漁業が盛んに行われ、「わかめ」「かき」「ほや」「ホタテ」「ぎんざけ」や「鯨」など多くの特産物がある。

また、鮎川は、古くから近代捕鯨の基地として栄えていたが、昭和57年の国際捕鯨委員会（IWC）において商業捕鯨モラトリウムが採択され、昭和63年4月以降商業捕鯨は全面凍結されていた。商業捕鯨凍結後は、沿岸調査捕鯨などを行ってきたが、令和元年には日本の国際捕鯨委員会（IWC）脱退に伴い、31年ぶりに商業捕鯨を再開した。

全国的にも知名度の高い「金華山」には、年間を通じて多くの観光客や参拝客が訪れ、毎

年5月に「金華山^{こがねやま}黄金山神社初巳大祭」などが開催されている。

また、8月には鮎川で「牡鹿鯨まつり」を開催しているほか、御神木祭や神輿渡御など、各浜での祭事が受け継がれている。

そのほか、おしか家族旅行村オートキャンプ場、御番所公園、網地白浜海水浴場、十八成^{くぐなり}浜海水浴場及びビーチパークなどの自然を活かした観光施設のほか、震災後に地域拠点として整備した観光物産交流施設「c o t t u」、鯨文化を継承する施設として再建した「おしかホエールランド」など多彩な観光施設を有している。

また、保健・医療・福祉の拠点として、牡鹿病院、牡鹿保健福祉センターを整備しているほか、図書館や温水プールなどを完備し、健康増進などを目的とした牡鹿交流センター「ほっとまる」もあり、市民の健康増進、福祉向上に活用されている。

イ 主要課題

全国的に加速する人口減少、少子高齢化の影響や震災により、地区外や他市町村への転出者などの増加により、高齢化率が他の地区と比較しても高くなっており、高齢化による若者不足から地域コミュニティの存続や、これからの地域を担う若者の定住が大きな課題になっている。

また、住民の生活を支える公共交通の整備も重要な課題となっており、地区と中心部のみならず、地区内循環や通学への支援など、住民のニーズに対応した公共交通体系の整備が求められている。

水産業においては、海水温上昇の影響からか漁獲される魚種が変化してきており、漁船漁業は不振が続いている。加えて、福島第一原子力発電所事故の風評被害や対日輸入規制の継続で、震災前の販路を取り戻せないままとなっている。水産業の維持や捕鯨文化の継承のため、担い手の確保をすることが急務となっている。

ウ 将来展望

豊かな漁場を活用した漁業と、捕鯨文化や金華山など豊かな観光資源を活用した観光事業を推進することにより地域の活性化が図られるとともに、豊かな自然環境など固有の地域資源を活かした交流人口の増加と移住・定住を促進し、安全安心で持続可能な地域社会が営まれている。

エ 施策展開の方向

- 住民主体で開催するコミュニティ活動や地域イベントの開催、地域で継承される文化活動などを支援し、地域コミュニティの継続を維持する。
- 住民の利便性向上や定住促進を図るため、地域のニーズを踏まえた持続可能な地域公共交通体系を形成する。
- 移住希望者の移住・定住につなげるため、情報発信や資源の有効活用を図るとともに、地区に居住している住民や移住者が快適に日常生活を送れるよう生活基盤の整備を推進し、安全安心に居住できる地域社会の構築を推進する。

- 観光資源と豊富な水産物などを活用して地域産業の確立を図るとともに、三陸復興国立公園の立地を活かしたエコツーリズムによる都市住民との交流を図り、豊かな自然環境の活用を促進する。
- 離島における海上輸送交通を確保するため、金華山定期航路の就航など、より利便性の高い航路運航の確立に努める。
- 単身高齢者の社会的孤立の解消を目指すとともに、高齢者が安全安心に暮らせるよう、保健・福祉におけるソフト事業の充実を推進する。
- 沿岸海域に広がる豊かな漁場を活用し、地場産品の地域ブランドの確立を行い、地域の基幹産業である水産業の振興を推進する。
- 漁業者の経営安定化に向け、販路開拓、稚魚など放流事業を推進するとともに、後継者育成や新たな養殖事業の展開を推進する。
- 捕鯨文化を継承し、鯨食文化の振興を図ることにより、鯨肉に対する需要を高める取組を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	平成 27 年 実績	令和 7 年 目標
人口（市全体）	147,214 人	132,865 人
人口（過疎地域）	24,456 人	20,634 人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

P D C A サイクルに基づいた継続的な計画の達成状況の管理を行うものとし、毎年度終了後に点検・評価を実施し、本市ホームページで公表するものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

計画の実施については、第 2 次総合計画との整合性を図り、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

また、本計画に掲載する事業については、本市が抱える諸課題を克服するために必要と想定される内容を記述しているものであり、実施にあたっては、将来の財政負担を考慮しつつ、健全な財政運営に努めることを基本とするため、計画期間内での全事業の実施が確定したものではない。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を石巻市公共施設等総合管理計画において次のように定めており、本計画における公共施設の整備等においても、その基本方針と整合性を図るものとする。

① 点検診断等の実施方針

- ☐ 施設状況や地域性等を勘案した点検診断等の実施
- ☐ 災害時の緊急点検（避難所・避難用道路等を優先）の実施
- ☐ インフラ施設は国等の各種点検指針を遵守
- ☐ 点検診断等実施結果の情報共有と記録化の推進

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ☐ 予防保全型の維持管理への転換と費用の低減化
- ☐ 再配置計画等に基づく大規模修繕及び更新の実施
- ☐ 更新時において施設の集約化やP P P／P F Iの活用を検討
- ☐ インフラ施設は長寿命化計画に基づき修繕・更新を実施

③ 安全確保の実施方針

- ☐ 点検診断等の結果に基づく速やかな安全確保
- ☐ 用途廃止した施設の解体撤去を推進
- ☐ 類似施設等で発生した事故等に即応した安全確保
- ☐ 市民・利用者への安全確保対策の情報提供と情報公開の推進

④ 耐震化の実施方針

- ☐ 国の耐震基準に基づく耐震化の実施
- ☐ 耐震化未了の施設は廃止や解体の方針を踏まえて対応

⑤ 長寿命化の実施方針

- ☐ ハコモノ施設は長期的な必要性等を踏まえて実施
- ☐ インフラ施設は各長寿命化計画に基づき実施

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ☐ 老朽化や利用状況等を踏まえた適正配置の検討
- ☐ 類似施設の集約化や複合化の推進
- ☐ 未利用施設の転用や解体、跡地の有効活用
- ☐ 住民への説明と協力の確保

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ☐ 石巻市行財政改革推進本部の下で一元的な管理を推進
- ☐ 公共施設等の適正な維持管理等の研修へ参加

⑧ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ☐ 修繕・更新時において、ユニバーサルデザイン化を推進

⑨ 脱炭素化の推進方針

- ☐ 新設・修繕・更新時に省エネルギー対策を推進
- ☐ 公共施設における再生エネルギーの活用を推進

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流の促進

本市における移住・定住者の特徴の一つとして、震災のボランティア活動などを契機に移住している方が増加している。

人口維持を目指し持続可能なまちづくりを推進するためには、移住者自身の安定した生活を確保し、移住者が積極的に活躍できる環境整備に取り組むとともに、地域住民が移住者を地域の仲間として受け入れ、ともに活躍できる風土づくりが必要である。

本市では、平成 29 年から、「石巻市地域おこし協力隊」を募集し、各地域に根差した取組を展開している。市内の事業所に従事しながら、地域活動をすることにより、地域振興及び地域の活性化が図られ、本市への定住を促すことができる。移住者が定住者となるためには、就労面での支援だけではなく、住居の確保など多種多様なきめ細やかな施策が求められており、本市で暮らすことの魅力を伝え、「本市で引き続き暮らしていきたい」と感じさせる取組が必要である。

また、地域の自然環境や、広大な移転元地などを有効に活用しながら、地元住民や来訪者が心地よく交流できる環境づくりを推進し、関係人口の拡大や移住者の増加につなげていくことも重要である。

また、震災を契機に、国内はもとより海外への情報発信が進み、外国人住民だけではなく、インバウンドなどによる国外からの訪問者が増加している。

こうしたことから、お互いの文化などの相互理解を深める事業を推進するとともに外国人向けの情報を積極的に発信し、引き続き多文化共生に取り組む必要がある。

さらに、本市では国内 2 市 1 町、国外 2 市と姉妹都市・友好都市協定を締結している。震災の発生直後には心温まる支援を頂き、その後も、相互の市民訪問事業などの交流を進めており、今後もこうした交流を推進し、関係人口の拡大を図ることが求められる。

② 人材育成

石巻地方の有効求人倍率は令和元年度には、宮城労働局の平均を上回る状況となっているが、その一方で、本市の失業率は、平成 27 年時点で県平均、全国平均を上回る高い水準となっている。このことは、職種によって求人と求職のバランスに大きな開きが生じていることによるものであり、求人と求職のミスマッチを改善することが必要となっている。

求職者の就職促進と企業の人手不足解消のため、合同企業説明会など、ハローワーク石巻と連携した就職支援事業を推進するとともに、企業の雇用環境の改善や就職を希望する人材に対する各種セミナーなど、人材育成のための支援制度を充実させていく必要がある。

また、本市の様々な産業では、後継者や担い手が不足している。地域経済の活性化のほか、代々受け継がれてきた貴重な知恵や技術の伝承の観点からも、人材の確保・育成は重要な課題となっていることから、若者や移住者などを対象とした各産業の P R や就業体験などを行うとともに、関係機関における就業に関する各種支援制度や受け入れ企業に対する助成などの活用、地元就労機会の創出、人材マッチング及び外部人材の地域での活躍を推進すること

により、人材の確保を図る必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流の促進

- ☐ 移住希望者のニーズを把握し、地域おこし協力隊を活用するなどの方法で、本市の魅力を積極的に発信することにより、移住に係るきっかけづくりを推進する。
- ☐ 移住希望者が、生活環境や仕事、町内会などの役割について気軽に相談できるような環境づくりを推進する。
- ☐ 移住希望者が定住できるよう、住居の確保に係る支援、起業支援や就労支援、医療費補助や出産・子育て支援などに取り組む。
- ☐ 出会いの場や結婚につなげる機会を創出する活動を支援するとともに、新婚生活に係る助成を推進する。
- ☐ 地域の自然環境や移転元地などを有効に活用した交流拠点づくりを推進する。
- ☐ 外国人住民が本市での生活で不便をきたすことがないよう相談窓口の充実を図る。
- ☐ 多文化共生社会を構築するため、相互を理解・尊重し、共に助け合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を推進する。
- ☐ 友好都市などとの交流機会の拡大を推進し、関係人口の増加を図り、地域の活性化を推進する。

② 人材育成

- ☐ 国・県との連携による就業・雇用機会の拡充を図る。
- ☐ 地域や市内事業者と連携し、移住者などの人材と企業とのマッチングや担い手の確保を図る。
- ☐ 企業経営に必要な知識などを習得するためのセミナーなどを開催し、人材育成を支援する。
- ☐ 新たな人材の受け入れ側となる企業の経営体制や技術などの高度化を促進する。
- ☐ 後継者人材を確保・育成する。
- ☐ 専門的な知識・技術を有する人材を確保・育成する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊設置事業	市
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	結婚支援事業	市

移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	過疎地域持続的発展 特別事業 地域間交 流	雄勝ガーデンパーク推進支援事業	市
移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	過疎地域持続的発展 特別事業 地域間交 流	友好都市交流事業（河北）	市
移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	過疎地域持続的発展 特別事業 人材育成	石巻市のしごと理解促進事業	市
移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	過疎地域持続的発展 特別事業 人材育成	人材育成促進事業	市
移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	過疎地域持続的発展 特別事業 人材育成	民間による人材育成等支援事業	市

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林畜産業

本市は、北上川沿いに沖積^{ちゅうせき}平野が広がり、生産力の高い水田地帯を有し、「ササニシキ」「ひとめぼれ」を中心とした稲作が営まれている。

稲作のほかにも「トマト」「きゅうり」「いちご」「小ねぎ」「ほうれんそう」「せり」などの野菜や、「菊」「ガーベラ」などの花きに加え、肉用牛生産なども行われており多彩な複合経営農業が展開されている。

しかし、近年においては、農業全般において、農業従事者の高齢化、担い手の不足が顕著になっている。

こうした問題を解決するためには、「農地整備事業」などを推進するとともに、集落営農や法人化の推進による経営規模の拡大を推進する必要がある。

本市においても多くの農業法人が耕作しており、農業経営体としての重要な役割を担っていることから、今後も、安定的な経営対策を進め、生産面積の拡大と施設機械導入による収益性の向上などの支援を進める必要がある。

市内で飼養されている畜種には、「肉用牛」を中心に「乳用牛」「豚」「鶏」があるが、産地間競争の激化などにより、農家数、飼養頭羽数ともに減少傾向にある。産地間競争を勝ち抜くためには、畜産物のブランド化を推進し、競争力の高い畜産物を生産する必要がある。

震災による市域内での人口移動に伴う各集落の人口減少などにより、ニホンジカ等による農業被害も後を絶たない状況となっている。今後も有害鳥獣捕獲を中心に、実情の把握、関係機関と連携した情報収集、市民への周知による自己防衛促進などを推進し、適切な対応を行っていくことが必要である。

本市では「スギ」などの林産物の生産が広く展開されているが、木材価格の低迷などにより、林業を取り巻く環境は厳しくなっているほか、市内に多数、植生している松林の多くで、松くい虫被害が報告されている。

安定した林業経営を維持するため、間伐・保育などの森林整備を計画的に進めるほか、機械作業の普及を図るとともに、健全な松林を保全するため、被害木の伐倒駆除、薬剤の空中散布や樹幹注入などの予防対策を実施する必要がある。

また、令和元年度から開始された森林経営管理制度に基づき、放置された森林を経済ベースで活用し、地域活性化を推進するとともに、森林の多面的機能を向上させ、地域住民の安全安心につながる効果を高める取組を推進する必要がある。

■農家数／農家人口（市全体）

（単位：戸、人、％）

区分	総農家数			令和 2 年	令和 2 年 65 歳以上
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	販売農家世帯員数	販売農家世帯員数比率
石巻市	5,395	3,871	2,795	7,608	43.5
宮城県	65,633	52,350	41,509	107,327	42.7

（資料：農林業センサス、宮城県統計年鑑）

■農業産出額／経営耕地面積（市全体）

（単位：百万円、h a）

区分	農業産出額			経営耕地面積		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
石巻市	12,280	13,000	14,590	8,148	8,950	8,766
宮城県	164,100	174,100	190,200	93,592	108,025	104,600

（資料：宮城県農林水産統計年報、農林業センサス）

■林家数（市全体）

（単位：戸）

区分	林家数		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
石巻市	2,043	1,528	1,235
宮城県	19,713	17,965	15,305

（資料：農林業センサス）

② 水産業

本市の水産業は、沖合漁業、沿岸漁業、養殖漁業による漁業が営まれており、沖合においては、寒流と暖流が交錯する三陸沖漁場の南方に位置することから、多彩な漁業資源を有している。

本市の各漁港は、震災により甚大な被害を受けたが、第3次漁港漁場整備計画（震災復興地区計画）に基づき復旧工事が行われ、供用が開始されている。

石巻魚市場における水揚げ高は、平成27年には震災前の水準にまで回復、水揚量についても、震災前の約80%にまで回復し、令和元年度時点の水揚量では全国で5番目に大きい規模であり、東北を代表する漁港となっている。

近年、マイクロプラスチックごみや漂流物などによる海洋汚染・漁場汚染の問題の顕在化及び海洋環境の変化などによる貝毒の長期化やへい死のほか、藻場の減少（磯やけの発生）などによる影響が及んでおり、その対策が求められている。

また、漁業センサスによる漁業経営体数は減少傾向で、後継者育成などの経営安定のための取組が必要となっており、水産業の経営環境の向上が大きな課題となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ水産物の消費を拡大するため、影響

が収束するまで継続的な支援策に取り組んでいくとともに、水産物の消費拡大のための販路開拓については、風評被害対策としての放射能検査や海外輸出に向けた取り組みを引き続き継続する必要がある。

捕鯨文化の継承や鯨文化の普及に向けて、関連自治体と連携した活動を実施してきた結果、令和元年度より商業捕鯨が再開したが、商業捕鯨禁止期間が長期に及んだことから、関連自治体と連携した活動の継続や頒布活動、学校給食での提供などによる鯨食の普及を進める必要がある。

また、原料不足による安定的原魚確保や水産加工事業者の衛生管理認証取得などによる衛生管理の徹底を進めるとともに、市内の産業関係団体が一体となった石巻ブランドの構築が求められている。

漁港施設の復旧などの整備により、沿岸漁業の生産回復に繋がったが、今後、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化や縮減を推進し、施設改良については、利用状況の変化に対応しながら推進していく必要がある。

■ 漁業就業者数／漁業経営体数（市全体）（単位：人／経営体）

区分	漁業就業者数		漁業経営体数	
	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年
石巻市	2,107	1,903	757	655
宮城県	6,516	6,224	2,311	2,326

（資料：漁業センサス）

③ 商工業

本市には製造業、卸売業、小売業など多様な商工業があり、地元経済と密接に関わっている。

商工業の振興は、地元経済を振興することでもあり、持続可能なまちづくりを推進するためには必要不可欠な要素であるが、近年の商工業を取り巻く環境は、人口減少による経済規模の縮小、少子高齢化の進行による就業人口の減少、企業間競争の激化など、大きく変化している。

特に本市においては、震災により多くの事業所が被災したが、中小企業復旧支援事業のほか、被災した企業に対する相談窓口の設置、融資あっせん制度の拡充などにより事業の再開、経営基盤の強化、積極的な設備投資などが行われてきた。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、商工業を取り巻く環境は厳しさを増し、特に中小企業については、安定的な経営環境の確保のため、引き続き融資あっせん制度などによる支援のほか、産学官の連携強化、各種セミナーの実施など幅広い経営支援が必要である。

近年は様々な分野で人手不足が顕在化しており、職種によって求人と求職のバランスに開きが生じていることから、求人求職のミスマッチを改善する取組が必要となっている。

勤労者が安心して働き続けることができる社会の実現に向け、福利厚生の実施や労働環

境の整備促進に取り組み、多彩な人材が活躍できる就業環境を構築する必要がある。本市においては、産学官連携による研究や 6 次産業化による商品開発や販路拡大などの支援を通じて、「石巻ブランド」の付加価値の向上に取り組んでおり、今後も、新産業の創出に向けた 6 次産業化の推進や、販路拡大のための各種支援を継続的に進める必要がある。

■工業事業所数／工業従業者数／製造品出荷額（従業者 4 人以上）

（市全体）

（単位：人、百万円）

区分	工業事業所数			工業従業者数（総数）		
	平成 20 年	平成 25 年	令和 2 年	平成 20 年	平成 25 年	令和 2 年
石巻市	453	265	283	11,881	7,114	8,925
宮城県	3,467	2,693	2,528	124,885	107,580	116,847

区分	製造品出荷額など（総額）		
	平成 20 年	平成 25 年	令和 2 年
石巻市	414,933	291,389	357,117
宮城県	3,538,700	3,726,535	4,533,565

（資料：工業統計調査）

■（卸・小売業）事業所数／従業者数／年間商品販売額／売場面積（小売業のみ）

（市全体）

（単位：人、百万円、㎡）

区分	事業所数		従業者数	
	平成 28 年	令和 3 年	平成 28 年	令和 3 年
石巻市	1,247	1,324	9,917	10,744
宮城県	22,103	21,159	184,540	189,960

区分	年間商品販売額		売場面積（小売業のみ）	
	平成 28 年	令和 3 年	平成 28 年	令和 3 年
石巻市	298,431	303,267	215,059	222,924
宮城県	11,554,910	10,978,811	2,906,286	3,031,841

（資料：経済センサス活動調査）

④ 企業誘致

近年、全国的に人口減少が加速するなか、地域の雇用機会の確保を行い、地域経済の活性化を図ることを目的とした、企業誘致の推進や新たな産業の創出の重要性が増している。

本市においては、平成 30 年に「石巻市企業誘致推進計画」を策定し、企業立地に係る支援制度の拡充を図ったほか、企業訪問や情報発信などを実施している。

本市は、東北地方の中では比較的温暖な地域であり降雪量が少なく日照時間が長いこと、県下第二の都市であり都市機能が集積していること、国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」や特定第三種漁港「石巻漁港」といった産業インフラが整備されていること、製紙・木材、水産加工・食料品製造業などが集積していること、独自の高い技術力や先端技術を有し、高付加価値製品を製造する企業（電子部品製造業など）が内陸部に立地していること、石巻専修大学のほか複数の実業高校があり、専門技術知識を習得してきた人材の供給が見込めることなどがあるほか、石巻トゥモロウビジネスタウンをはじめ、震災後、新たに整備した産業用地などハード面での整備も整っている。

一方で、過疎地域においては、鉄道や道路などの交通体系が十分とはいえない地域も多く、企業の育成・誘致には不利な状況となっているが、恵まれた自然環境や半島沿岸部の移転元地を活かした企業立地の促進に努めていく必要がある。

今後も、企業誘致を積極的に推進するほか、創業支援等事業者と連携を図りながら、創業希望者に対して、窓口相談、創業支援セミナーなどの創業に向けたスタートアップ支援をするとともに、地域資源や新素材を活用できる環境を整備し、産業の活性化を推進する必要がある。

⑤ 観光

わが国の観光を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の進行、観光ニーズや旅行手配方法の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより観光の在り方が大きく変化している。

本市の観光施策では、震災により甚大な被害を受けた観光施設の復旧、再開が課題となっていたが、順次再開し、雄勝硯伝統産業会館は、雄勝地域拠点エリアである「硯上の里おがつ」に、おしかホエールランドは、牡鹿地域拠点エリアである「ホエールタウンおしか」に新築オープンし、市内中心拠点である「かわまち交流拠点エリア」との相乗効果が期待されている。

また、本市は、震災以前より夏場の通過型の観光が多く、令和5年の季節別観光客入込数を見ると、夏場は約174万人の観光客入込数があるのに対し、冬場は約91万人と約48%の減少となっている。これは「石巻川開き祭り」などにより夏場の観光客は増えるものの、イベントが少ない冬場は観光客が減少してしまうものによるものと考えられることから、今後は、こうしたイベントを中心とした通過型の観光だけではなく、豊かな自然、多彩な食材、震災後に新たに整備された観光施設、そして震災伝承などを推進することにより、他の観光地にはない、本市独自の魅力を活かした「滞在型観光」を推進する必要がある。

今後は、既存の観光施設の適切な維持管理と、観光コンテンツとしての磨き上げや新たな観光施設等の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の打撃を受け減少した観光客数を元の水準よりも増大させるため、受け入れ体制の強化とさらなる観光誘客を推進し、観光情報提供の充実を図り、市民や地元企業の観光まちづくりへの参加を促していく必要がある。

■観光客数（市全体）

（単位：人）

区分	観光客数			
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年	令和 4 年
石巻市	2, 796, 469	1, 900, 853	2, 481, 019	4, 248, 636
宮城県	57, 876, 741	52, 082, 052	62, 296, 363	57, 237, 832

（資料：宮城県観光統計概要）

(2) その対策

① 農林畜産業

- ☐ 老朽化した用排水施設の補修を進めるとともに、農道、農地など農業生産基盤について、地域住民の生活環境や市街地との関係を踏まえた計画的な整備を推進する。
- ☐ 農業生産活動における資材や機材の確保、技術の習得などに対する支援を推進する。
- ☐ 農業の後継者不足の解消に向けた、新たな担い手の育成、人材を確保するための活動を支援する。
- ☐ 効率的な農地利用と農業生産を図るために、営農集団や高度な農業経営体の育成を推進する。
- ☐ 計画的で体系的な農業地域の振興に向けて、農業振興地域整備計画の見直しを行う。
- ☐ 市有林の適正な育成・有効活用を図る。
- ☐ 民有林における間伐などの適正な保育・管理を推進するとともに、経営管理が難しい森林について意欲と能力のある事業者への集約化を推進する。
- ☐ 森林病虫害被害の予防や防除などの対策を計画的に推進する。
- ☐ 老朽化した畜産施設や設備などの補修を推進する。
- ☐ 宮城県基幹種雄牛の産子の保留対策として、繁殖牛及び肥育牛の導入を支援する。
- ☐ 畜産振興に寄与するイベントの開催を支援する。
- ☐ 農畜産物と農畜産加工物の地域ブランド化に向けた研究開発やセミナー、相談会、推進組織の立ち上げなどを推進する。
- ☐ 地域の生産環境の優位性を最大限に活かしながら、永続的な農畜産体制を確立する。
- ☐ 畜産環境の問題解消と資源循環型農業構築に向けて、家畜排せつ物の適正処理及び良質堆肥の生産に関わる設備・機械の整備を行う。
- ☐ 農畜産物の安全性に関する証明手段を充実させ、国内外に向けて積極的に情報発信を推進する。
- ☐ 移住者や若者などを中心とする新しい農業経営体を育成するために、就労環境の整備や機材の購入などに対する支援を推進する。
- ☐ 新たな農業従事者の受け入れ側となる農業経営体の、経営体制や技術などの高度化を推進する。
- ☐ 有害鳥獣の被害対策を推進する。
- ☐ 地域ぐるみの有害鳥獣の被害対策を支援する。

- ☐ 有害鳥獣の有効利用を推進する。
- ☐ 野生鳥獣と共生するための地域・環境づくりに欠かせない人材を育成する。
- ☐ 捕獲した有害鳥獣の適切な処理に向けた取組について推進する。

② 水産業

- ☐ 豊かな漁場の保全と優れた海洋環境を維持・保全するために、水産生物の生育環境の維持・保全、海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着ごみの回収・処理に取り組む。
- ☐ 水揚量の維持と安定確保のための種苗放流を支援するとともに、密漁防止のための取組を支援する。
- ☐ 水産業の後継者・従事者不足が深刻化するなかで、新たな担い手の育成、人材確保、外国人材活用、サポート体制の充実に取り組むとともに、就業者が安心して創業するための体制づくりを推進する。
- ☐ 水揚量確保のための漁船誘致を推進する。
- ☐ 新たな加工原料などの開発・検討を支援するとともに、新たな流通機能や形態の検討・充実に推進する。
- ☐ 水産物の安全性に関する証明手段を充実させ、国内外に向けて積極的に情報発信を推進する。
- ☐ 各種の安全基準などに沿った安全安心な水産物の供給体制の充実に推進する。
- ☐ 石巻伝統の魚食・鯨食文化の伝承と、魚食・鯨食を普及するための取組を推進する。
- ☐ 水産物のブランド化に向けた取組を推進する。
- ☐ 地域における水産物の消費拡大や地産地消、食文化の伝承に向けた取組や水産のまちなイメージアップ・PRを推進する。
- ☐ 漁港施設の維持保全を行うとともに、新たな技術に基づく水産加工原材料の安定供給や高付加価値化に資する施設を整備する。
- ☐ 海岸堤防や水門・陸閘等海岸保全施設の計画的な老朽化対策を行い、施設の長寿命化を図る。
- ☐ 近年の低気圧や台風の大規模化、潮位の上昇など自然条件の変化に伴う被害軽減や安全性の向上を図るため、利用状況に応じた漁港施設の適切な改良を行う。
- ☐ 防潮堤無堤漁港地域における津波や高潮からの被害の軽減を図るため、防潮堤を整備し、地域住民の生命、財産並びに国土を保全する。

③ 商工業

- ☐ 既存企業の新たな事業展開やICT、IoT及びAIなどの利活用に対する相談窓口の設置や指導、資金補助など、各種の支援体制の充実に図る。
- ☐ 地域資源を活かした新産業の創出などに関する取組に対して、産学官金による包括的な支援を実施する。
- ☐ 中小企業における福利厚生の充実に向けて、必要な支援を実施する。
- ☐ 働く意欲のある市民誰もが就業の機会を得られるよう、関係機関と連携した各種支

援を推進する。

- ☐ 事業者に対して、就業環境を改善するための各種支援を推進する。
- ☐ 6次産業化・農商工連携の取り組みや、新商品の開発などを行う事業者などに対し、専門家派遣や講習などの各種支援を行う。
- ☐ 地域ブランドとなる食材や、新素材などの利活用促進、販路開拓に向けた見本市などの開催やマッチングなどを支援する。

④ 企業誘致

- ☐ 本市の魅力を発信するとともに、企業誘致アドバイザーや本市にゆかりのある人脈を活用するなど、多様な手法を用いた企業誘致に取り組む。
- ☐ 新規企業進出や、既存企業の事業拡大に伴う立地を支援する。
- ☐ 産業用地の空き区画の分譲を推進するとともに、民有地及び工場・事務所などの空き物件情報に関する情報収集とあっせんなどに取り組む。
- ☐ 新規創業や第二創業のインセンティブとなる助成制度の活用を促進する。
- ☐ 創業を支援するための各種セミナーを開催するほか、創業・企業経営などにおける様々な課題に対する相談支援体制の充実を図る。
- ☐ 地域資源を活かした産業創出や新技術の導入、新規事業への進出など経営基盤の強化や新たな事業展開を行う事業者への支援を実施する。
- ☐ 「セルロースナノファイバー（CNF）」など、今後用途・事業展開が見込まれる地域資源の利活用を促進する。

⑤ 観光

- ☐ 豊かな自然や多彩な食材、文化、イベント、伝統産業など地域の多様な資源を活かして、観光の魅力づくりを推進し、交流人口の拡充を図る。
- ☐ 石巻港に寄港する大型客船や仙台空港からのインバウンドの誘客を推進するとともに、体験観光や買物など、様々な周遊ルートを確立し、過疎地域への誘客を図る。
- ☐ 震災遺構、RPGアプリ、水辺の賑わい空間によるプロモーションなど多様な手法を用いた観光誘客PRを推進する。
- ☐ 石巻圏観光推進機構などとの連携によるターゲットを明確化したメニュー・コースの提供、ルート案内システムの構築を推進する。
- ☐ 国際交流員（CIR）や外国語通訳ボランティアなどの活用により、外国人観光客の受け入れ体制を整備する。
- ☐ 石巻観光協会との連携によるPR戦略に基づく魅力あるガイドブックの作成やSNSによる情報発信を進めるとともに、交流都市などへの効果的なプロモーションに努める。
- ☐ 持続的な観光を実現するために、市民と連携し、市民が参画できる観光振興体制を構築する。
- ☐ 交流人口の促進を図る観光施設の整備補修を推進する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
産業の振興	基盤整備 農業	農地整備事業（福地地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	農地整備事業（大森地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	農地整備事業（大川地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	農業用河川工作物等応急対策事業（檜崎地区）	県
産業の振興	基盤整備 農業	防災重点農業用ため池緊急整備事業	市
産業の振興	基盤整備 農業	有害鳥獣対策整備事業	市
産業の振興	基盤整備 林業	みやぎの豊かな森林づくり支援事業（河北）	森林組合
産業の振興	基盤整備 林業	造林事業	市
産業の振興	基盤整備 林業	森林環境保全整備事業（河北）	森林組合
産業の振興	基盤整備 林業	松くい虫対策事業	市
産業の振興	漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業	市
産業の振興	漁港施設	海岸堤防等老朽化対策事業	市
産業の振興	漁港施設	漁港施設改良事業	市
産業の振興	漁港施設	漁港海岸保全施設整備事業	市
産業の振興	経営近代化施設 農業	有機センター施設整備事業（河北・桃生・北上）	市
産業の振興	地場産業の振興 生産施設	牧場施設整備事業	市
産業の振興	地場産業の振興 加工施設	地域の宝研究開発事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	御番所公園再整備事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	おしか家族旅行村オートキャンプ場改修事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	道の駅「上品の郷」施設改修事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	神割崎自然公園トイレ等改修事業	市
産業の振興	観光又はレクリエーション	みちのく GOLD 浪漫関係施設等整備事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	優良肉用牛生産振興対策事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（農林）	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（水産）	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業（河北・桃生・北上）	農業者等の団体

産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	有害鳥獣対策事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	鯨食普及事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	種苗放流等事業費補助事業（アワビ）（雄勝・北上・牡鹿）	漁業協同組合
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	種苗放流等事業費補助事業（シジミ）（北上）	漁業協同組合
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	中小企業融資・小企業小口融資あっせん事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	産業創造助成金事業（研究開発、人材育成、情報提供、知的財産等取得）	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	商工会事業費補助事業	商工会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	6次産業化・地産地消推進センター運営事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	6次産業化・地産地消推進助成金事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	企業訪問事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	石巻市産業連携会議事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	起業・経営相談事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	中小企業支援セミナー等開催事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	産学官連携事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	事業者マッチング事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	CNF利活用促進事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	海水浴場管理運営事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	かほく夏祭り実行委員会補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	かほく産業まつり補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	雄勝海鮮市まつり補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	伝統工芸品振興事業費補助事業（雄勝）	雄勝硯生産販売協同組合
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	ものうふれあい祭補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	北上につこり写真セミナー補助事業	実行委員会

産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	北上につこりまつり&歳の市補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 観光	牡鹿鯨まつり補助事業	実行委員会
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業立地促進事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業誘致アドバイザー活用事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	官民一体となった企業立地推進事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	人材確保支援事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業情報発信・マッチング事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業立地等支援事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援補助事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	トライアルマーケット支援事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援セミナー開催事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	ワンストップ窓口相談事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援事業者連携会議によるフォローアップ事業	市
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業機運醸成事業	市

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
河北地区、雄勝地区、北上地区、牡鹿地区	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
桃生地区	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和4年4月1日～令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

震災に起因する人口減少・高齢化によって税収減や行政需要増に直面している中、これまで以上に効率的に行政を運営し、「持続可能な地域社会」を構築していくことが求められており、地域課題を解決し、より豊かな社会を作っていく上では、ICTを積極的に活用していくことが非常に重要である。

また、新型コロナウイルス感染症対応において、横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められており、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されている。

こうしたことから、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要がある。

本市においては、行政ネットワークの高度化のため、光ファイバ網が市内全域で整備されており、未利用の光ファイバ網を電気通信事業者に開放し、有効活用を促進することで、高速インターネット接続環境が整備されており、地理的な情報格差の是正が図られている。

テレビ放送の難視聴解消においては、地上デジタル放送移行時に、受信が困難な地域では、地元住民で構成する施設組合が共同で受信施設等を整備し、維持管理経費等を組合費として徴収し、管理・運営を行っている。

現状では受信施設の老朽化が進み、多くの地域で施設の改修が必要な状況となってきたが、震災の影響から組合への加入者減少、高齢化も加速し、施設整備に係る費用が多額であることから、施設組合の負担が大きく改修が進まない状況であり、安定的な受信環境を維持する必要がある。

(2) その対策

- 生活環境、健康、福祉、教育等の様々な分野においてデジタル技術を活用し、住民サービスの向上に努める。
- マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政手続きのオンライン化を進め、手続きの簡素化、効率化を図る。
- 高齢者等に対して、オンラインでの行政手続きや民間サービスの利用方法等に関する説明会・相談会の実施により、デジタル活用促進に努める。
- テレビ共同受信施設組合に対して、施設改修費用等の一部を補助することで、施設改修を促進し、安定的な受信環境整備を図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
地域における情報化	過疎地域持続的発展 特別事業 情報化	テレビ共同受信施設組合施設改修費等補助 事業	自主共聴組合

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路・橋りょう

道路・橋りょうは交通の大動脈となり、市民の日常生活や経済活動などを支える非常に重要なものである。本市は震災により、多くの道路・橋りょうが被災したことから、自然災害などに対応した安全な道路・橋りょう整備を推進してきた。

道路については、三陸沿岸道路が八戸まで全線開通し、石巻から仙台間についても4車線化が実現した。また、主要幹線道路については、女川・牡鹿方面と石巻女川インターチェンジなどを結ぶ国道398号石巻バイパスが稲井小学校付近まで供用され、国道108号石巻河南道路の計画も進んだ。

その一方で今後も、市民ニーズを把握し、歩行者の安全確保や防災機能の向上、バリアフリー化を推進するなど適切に整備を推進する必要があるとともに、老朽化対策に努める必要がある。

橋りょうについては、老朽化が深刻であり、長寿命化への取組が急務となっている。

② 公共交通機関

本市は、広大な市域を有し、離島もあることから、公共交通ネットワークの重要性は非常に高いものとなっており、各地域の現状に適応した公共交通ネットワークの構築に取り組んできた。

近年では、鉄道の利用者は、横ばいで推移しており、離島航路の利用者数は増加傾向となっている。その一方で、路線バス、住民バスなどの利用者は、一部増加傾向の路線はあるものの、全体的に減少傾向となっている。

持続的に公共交通を維持するためには、市民が通勤、通学、買い物などの日常生活において利用しやすい交通体系の構築や公共交通に関心を持ってもらうための利用促進活動など市民が「公共交通を利用してみよう」と思える施策を展開する必要がある。

今後は加速する人口減少などにより、地域住民などによる日常生活における公共交通の利用がさらに縮小し、公共交通ネットワークの維持が厳しくなるものと予想されることから、利用率の向上だけでなく、財政収支も考慮した取組が必要である。

本市においては、震災以降、市街地部や半島沿岸部における新たな観光資源の整備や、半島沿岸部と市街地を結ぶイベントの開催なども増加している。市外から訪れた観光客にとっても利用しやすい交通サービスを提供するため、観光と連動した公共交通ネットワークの整備を推進する必要がある。

(2) その対策

① 道路・橋りょう

- ☐ 市内各地域を結ぶ主要幹線道路である国道・県道の整備促進について、国・県などの関係機関への働きかけを行い、整備促進を図る。
- ☐ 地区内の交通の円滑化と防災機能の向上、歩行者の安全性確保、さらには地区外との

道路交通体系を形成するための生活幹線道路網の整備を推進する。

- ☐ 身近な生活道路について、歩行者の安全性確保や交通の円滑化を図るために、狭い区間などの拡幅や歩車分離、側溝の整備などを推進する。
- ☐ 私道について、舗装や側溝などの整備を支援する。
- ☐ 歩行者が多く行き交う道路や災害時の避難路などについて、バリアフリー化を推進する。
- ☐ 道路や橋りょう、トンネルなどの安全性や信頼性を確保するために、計画的な修繕により施設の長寿命化を図る。

② 公共交通機関

- ☐ 社会の変化や市民ニーズに対応しつつ、財政収支などの経済面も考慮した持続可能な公共交通ネットワークを構築する。
- ☐ 子どもたちに公共交通利用セミナーなどを開催し、利用者の増加を目指す。
- ☐ 路線バスや住民バス、市民バスなど、地域の多様な輸送資源を維持するために、関係団体やバス運行事業者に対する支援を継続する。
- ☐ 高齢者をはじめとする住民の移動手段確保のため、デマンド型交通の導入や地域ささえあいによるカーシェアリングを推進する。
- ☐ 移動負担の大きい離島に対しても日常生活の足を確保できる取組を推進する。
- ☐ 各種観光施策と連携した公共交通ネットワークの構築を推進する。
- ☐ ICT技術を活用した、環境に優しく利用しやすい情報を兼ね備えた新たな公共交通を創出する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	三輪田線道路改良事業 L=3.8km W=8.75m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	山崎馬鞍線道路改良事業（中島工区） L=1.3km W=9.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	山崎馬鞍線・河北長尾線道路改良事業 L=1.4km W=8.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	単独線道路改良事業 L=3.2km W=9.25m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	船越大浜線道路改良事業 L=0.15km W=6.0～6.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	名振明神線道路改良事業 L=0.7km W=6.0～6.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	新古川北線道路改良事業 L=0.15km W=6.0m	市

交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	成田相野田線交差点改良事業 L=0.05 km W=6.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	谷地針岡線道路改良事業 L=0.5 km W=5.6m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	八軒馬鞍線道路改良事業 L=0.94 km W=6.0～6.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	寄磯浜避難道路整備事業 L=0.31 km W=6.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	相野田皿貝線道路整備事業 L=0.15 km W=8.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	河北境1号線道路改良事業 L=1.275 km W=5.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	寺山線道路整備事業 L=2.10 km W=3.1～3.2m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	河北中学校線道路整備事業 L=0.65 km W=3.5m～W=5.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	寺崎八木横断線道路改良事業 L=0.5 km W=2.5m (歩道)	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	城内薬田線道路改良事業 L=0.04 km W=2.5m (歩道)	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	檜崎中津山線道路改良事業 L=0.87 km W=2.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	根組渡波滅生線道路整備事業 L=0.6 km W=2.5m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	谷川鬼形線道路改良事業 L=0.35 km W=5.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	後谷地一の江線ほか2路線道路整備事業 L=0.07 km W=3.9～6.1m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	成田字小塚ほか1字地内排水路改修整備事業 L=1.05 km W=1.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	原1号線道路改良事業 L=0.10 km W=4.0m	市
交通施設の整備、交通手段の確保	市町村道 道路	尾の崎海岸線道路改良事業 L=0.31 km	市
交通施設の整備、交通手段の確保	自動車等 自動車	牡鹿地区市民バス整備事業	市
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	牡鹿地区市民バス運行事業	市
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	住民バス運行費補助事業	運行協議会
交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	離島航路維持事業 (牡鹿)	航路会社

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道

本市の水道については、一部地区では簡易水道施設であるものの、いずれの施設も需要水量を満たしているが、なかには老朽化が進んでいる施設もあることから、居住環境の整備による水洗化の普及も考慮の上、施設の早期改修を図る必要がある。

② 下水道

下水道施設は、降雨時の冠水被害の軽減や衛生的な生活環境を維持するために必要不可欠な施設である。

雨水排水施設は、震災による地盤沈下の影響から降雨時の冠水が問題となり、整備を推進してきたが、近年の大規模な台風や集中豪雨の発生で排水施設の重要性が以前にも増して高まっており、施設の早期完成を目指す必要がある。

下水道事業により污水处理施設整備を推進するとともに、下水道整備地区以外の地区では浄化槽の設置を促進し、生活環境の向上を推進する必要がある。

③ 廃棄物処理

現代においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を形成し、地球環境に様々な問題を引き起こしていることから、環境への負担ができるかぎり低減された「循環型社会」への転換が求められている。

このことは、単に燃やして埋める処理から、トータルの視点でのごみの減量化と適正処理への転換が求められており、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組による各種施策を展開しているところである。

ごみ減量化・資源化については、排出者である事業者や市民ひとりひとりの意識で大きく左右することから意識啓発への取組が重要である。

こうした社会情勢を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、市民、事業者、行政などの連携のもと、より効果の高い3Rの推進による廃棄物の減量化・資源化の取組を展開していく必要がある。

④ 消防・防災

本市では震災以降、各種自然災害に対するハード整備を推進してきたが、災害の規模によっては、ハード面での対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあり、特に近年では、気候変動による短時間豪雨の発生や、大型台風の上陸など、これまでに想定できないような自然災害が数多く発生している。

これらの自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、地方自治体においては、災害時の被害を最小限に止める「減災」に向けた取組を重視していくとともに、要支援者（高齢者や障害者など）の安否確認や避難支援を迅速に行うための「支援体制づくり」が重要である。

その実施にあたっては、行政・関係機関・市民の役割分担を通常時から明確にするとともに、緊急時に地域住民が一丸となって対応できるよう、平常時から自主防災組織などの育成を行い、自然災害だけではなく、火災、交通安全など、常日頃から「自分の命は自分で守る」ことを意識し、市民ひとりひとりが命や生活を守るための意識の向上を図る必要がある。

自然災害だけではなく、火災や交通安全への意識の向上も重要であり、消防団や交通安全指導隊の活動を支援している。発災時に消防団が迅速に対応できるよう日々の訓練や資機材の整備が必要となるほか、絶えない交通事故・飲酒運転を根絶するため、啓発活動など交通指導隊の活動を強化し、交通安全意識の向上が必要となる。

また、本市には女川原子力発電所が立地していることから、原子力災害の発生に備え、関係機関と連携し、避難手段の確保など避難計画の継続的な改善を図ることで、原子力防災体制を充実させていく必要がある。

今後も引き続き、多発する様々な自然災害に対応するため、地域での防災対応力の強化や、市民ひとりひとりの防災に対する意識の醸成を図り災害に対する情報発信を推進する必要がある。

(2) その対策

① 上水道

- ☐ 安全でおいしい水の安定供給を目標とし、原水施設や配水池などの整備と維持管理を推進するとともに、老朽配水管の布設替えを計画的、効果的に推進する。
- ☐ 災害時や緊急時にも対応のできるライフライン機能の確保を図る。
- ☐ 簡易水道については、上水道事業に統合整備し、効率的な運営を図る。

② 下水道

- ☐ 近年多発する豪雨災害などから市民の健康と財産を守り、地域の生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るために、排水路の整備、雨水排水ポンプの設置などの排水対策を推進する。
- ☐ 市街地などにおいて、生活環境の改善や公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために、公共下水道の整備を推進する。
- ☐ 下水道事業の区域外における生活排水流入による公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の整備を促進する。

③ 廃棄物処理

- ☐ ごみ排出に係る調査・研究を行い、本市の特性に応じた対策を推進する。
- ☐ ごみ発生抑制に関する啓発活動を進め、ごみの排出量削減に係る市民の意識醸成を推進する。
- ☐ 各種助成事業による、ごみの再資源化を推進し、ごみ排出量の削減を推進する。
- ☐ ごみの分別徹底などを推進し、資源の有効活用を進め、資源循環型社会を構築する。

④ 消防・防災

- ☐ 木造住宅の耐震診断と耐震改修への支援を推進し、地震時における被害の軽減を図る。
- ☐ 災害時の避難に備え、道路に面するブロック塀の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険度の高いブロック塀などの除去を推進する。
- ☐ 急傾斜地崩壊危険区域などの災害発生危険度の高い箇所における防災対策工事を促進する。
- ☐ 災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。
- ☐ 地域における防災力の向上、防災意識の醸成を図るため、防災訓練や防災指導員の養成、さらには防災士のスキルアップのための研修など、地域防災に寄与する人材の育成やスキルの向上に努める。
- ☐ 自主防災組織が行う活動に対し、防災資機材や防災倉庫の設置購入、備蓄食糧の購入、防災訓練などを支援する。
- ☐ ハザードマップの作成や災害危険箇所などの把握など、防災・減災に繋がる取組を推進するとともに、市民との情報共有を図り、連携と協力による総合的な防災体制の充実を図る。
- ☐ 自主防災組織や地域の防災士等の意見を取り入れた防災体制の構築を推進する。
- ☐ 原子力防災体制の更なる充実に向け、国、県及び関係機関との連携を強化し、合同による原子力防災訓練の実施、避難計画の継続的な改善、避難道路の早期整備に向けた国・県などの関係機関への働きかけを推進するとともに、避難計画や防護措置などの市民への周知を図る。
- ☐ 災害時に必要な情報を市民が取得できるよう、防災行政無線の整備や転入者に対する防災ラジオの配布など、誰もが安全に情報を得られる環境づくりを構築する。
- ☐ ICTなどを活用した防災情報の発信などを推進する。
- ☐ 消防施設や消防団の装備・資機材などを計画的に整備・更新し、災害時に対応できる体制を構築する。
- ☐ 啓発活動により、市民ひとりひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに対策の強化に努める。
- ☐ 交通事故のないまちづくりに向け、交通安全対策推進のための活動を支援する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
生活環境の整備	水道施設 上水道	水道施設整備事業負担金	水道企業団
生活環境の整備	水道施設 簡易水道	水道施設整備事業負担金（雄勝・北上・牡鹿）	水道企業団
生活環境の整備	下水道処理施設 公共下水道	公共下水道事業（河北・牡鹿）	市

生活環境の整備	下水道処理施設 公共下水道	公	東部流域関連公共下水道事業（河北・桃生）	市
生活環境の整備	下水道処理施設 その他	そ	浄化槽市町村整備推進事業（北上）	市
生活環境の整備	下水道処理施設 その他	そ	合併処理浄化槽設置補助事業	市
生活環境の整備	消防施設		消防団ポンプ置場整備事業	市
生活環境の整備	消防施設		耐震性貯水槽整備事業	市
生活環境の整備	消防施設		非常備消防自動車整備事業	市
生活環境の整備	消防施設		河北消防署建設事業	市
生活環境の整備	その他		自主防災組織機能強化事業	自主防災組織
生活環境の整備	その他		危険ブロック塀等除却事業	市
生活環境の整備	その他		木造住宅耐震診断事業	市
生活環境の整備	その他		木造住宅耐震改修工事助成事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

近年、全国的に人口減少、少子高齢化が加速化している。本市の近年の出生数は平成 27 年までは年間約 1,000 人程度で推移していたが、令和 4 年には 672 人となり、大幅な減少となっている。本市の合計特殊出生率は、令和 4 年時点では 1.15 人と宮城県平均の 1.09 人より高いものの、全国平均の 1.26 人よりは低くなっている。

こうした状況を踏まえ、妊娠から出産、乳幼児の各種健診・助成を充実させるとともに、情報発信や相談事業などを行うことにより、安心して妊娠から出産、子育てができる取組を継続して行う必要がある。

近年は、核家族の増加、地域におけるコミュニケーションの希薄化などにより、子育ての孤立化や精神的な負担感の増大などが懸念されるため、地域で子育て家庭を支える環境が求められている。

こうしたことから、子どもたちを心身ともに健全で、かつ地域全体で育てられるよう、子育てに関するアドバイスなどを多方面から受けられる環境づくりや、地域ぐるみで子育て世帯のサポートができる体制づくりを行うとともに、保育士の確保や民間保育施設に対する助成などにより、課題となっている待機児童の解消を図る必要がある。

妊娠から出産、子育てに関する課題は多岐にわたっているため、地域の実情に応じた様々なニーズを包括的に把握し、切れ目のない支援を行うことにより、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを推進する必要がある。

② 高齢者福祉

本市では、新石巻市として合併した初年度の高齢化率は 24.2%となっていた。高齢化率が人口の 21%を占めている社会は「超高齢社会」と定義されており、本市は合併年度末の時点で既に超高齢社会に突入していたと言える。

その後の本市の高齢化率は、震災が発生した平成 23 年 3 月末時点を除き上昇の一途をたどり、令和 6 年 3 月末時点では 35.0%となっている。その要因としては、少子化により高齢者を支える人口が増加しないことによるものであり、現時点で高齢化の進展は避けられない現実となっている。

超高齢社会の中、本市ではこれまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉や在宅介護サービスの充実に努めるとともに、老人福祉施設や介護保険施設の基盤整備など各種事業の実施に取り組んできた。

しかし、今後は人口減少や、令和 7 年には、いわゆる団塊の世代が 75 歳となることにより、後期高齢者への各種介護のサービス量が増加することが考えられることから、必要なサービスの維持と介護人材の確保など様々な課題が予想されており、要介護者への進行をできる限り防ぐ（遅らせる）ための介護予防に対する取組が以前にも増して重要なものとなっている。

また、高齢者の心身の健康の維持、向上を図るためには、日々の生活の中で生きがいを持

って暮らすことが必要であり、高齢者が気兼ねなく地域社会へ参加できる仕組みを構築するなど、生きがいを持ち自分らしく暮らせる環境を整備していく必要がある。

③ 障がい者（児）福祉

本市においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成 30 年 4 月に施行し、条例の理念に基づき障害者施策に取り組むこととしている。

また、石巻市第 4 次障害者計画では、「誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に、障害への理解の促進と支え合う市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を推進するための施策の方向性を明らかにしている。

こうしたことから、本市では、障害のある人が自立した生活を送るため、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスなどの生活支援や相談支援を行っている。相談支援においては、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者に対する指導助言、人材育成支援など地域の相談支援体制を強化する取組を行うなど、重層的な相談支援体制を整備している。

近年は、障害のある人が住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制が求められている。

そのためにも、既存の障害福祉サービスなどの充実を図るとともに、障害に関しての理解促進、就労支援や地域生活支援の充実、障害者の社会・文化活動などへの参加に向けた支援、そして地域において住民同士でサポートする仕組みの構築に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

- ☐ 妊産婦や乳幼児をはじめとして、一貫した健康づくりを推進するため、出産育児に関する情報提供・相談体制の整備、乳児健康診査の実施、産婦・新生児訪問指導など、母子保健の総合的なサービスの充実を図る。
- ☐ 妊娠期から産後期の異常の早期発見、早期治療などを図り、安心して出産ができるよう、妊産婦健康診査の経済的な負担軽減に取り組む。
- ☐ 不妊治療を受ける夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に係る経済的な支援を推進する。
- ☐ 経済的理由により入院助産を受けることができない家庭に対しての支援を実施する。
- ☐ 産後も安心して子育てできるよう、心身のケアや育児のサポートを行う育児ヘルパー事業に取り組む。
- ☐ 妊娠から出産、子育て期までを包括的に支援する子育て世代包括支援センターや産後ケアなどの各種支援事業を充実させるほか、子育て応援アプリなどを活用し、積極的な情報発信に努める。

- 家庭における家事負担や子育て負担の協力のほか、企業などの育児休業取得に向けた環境整備の協力、地域における子育て家庭への理解促進など、ワーク・ライフ・バランスを推進する。
- 児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成の対象年齢拡充など子育て世代への経済的支援の充実に努める。
- ひとり親家庭への経済的支援のほか、経済的な自立を促進するための教育訓練や資格取得など支援の充実に努める。
- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパーなどがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行う。
- 一時保育、延長保育、夜間保育、休日保育、病後児保育、障害児保育、幼保一体化など保育ニーズの多様化に対応した施設整備や環境整備を行う。
- 放課後児童クラブを必要とする子どもがサービスを受けられるよう、利用ニーズにあった施設整備や環境整備を行う。
- 子どもが地域のなかで健やかに成長できるよう、安心して過ごせる子どもの居場所づくりを推進する。
- 石巻市子どもの権利に関する条例に定められている子どもが生まれながらに持っている、安全に安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、自分を守り、守られる権利、社会へ参加する権利や適切な支援を受ける権利について、啓発活動を推進する。

② 高齢者福祉

- 地域における各種サロン活動の支援やデイサービス事業の実施により、高齢者の自立生活の助長、心身の機能維持の向上を図るとともに、社会的孤立の解消を目指す。
- 高齢者の余暇を利用した創造的活動や趣味を活用した各種教養講座を実施するとともに、地域における老人クラブ活動の支援を行い、高齢者の生きがいの創出や社会参加を推進する。
- 高齢者の方々を称え、敬老の意を表する事業を展開することで、高齢者への関心を深め高齢者福祉に対する意識の向上を図る。
- 療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し、必要な指導を行うことにより、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。
- 高齢者の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、高齢者などの社会的孤立の解消、心身の健康保持及び介護予防と地域の支え合い体制づくりを推進する。
- 高齢者を対象に、専門スタッフによる介護予防教室などを実施し、地域で介護予防に関する意識と方法を生活に取り入れることにより、生活機能低下の防止を図る。
- 認知症が疑われる人やその家族を対象とした早期診断・早期対応に向けた支援や、一般住民を対象とした認知症講演会などを実施する。
- 在宅で介護予防のためのリハビリテーション支援が必要な個人及び住民主体による自主活動を行っている団体などに対し、リハビリ専門職を派遣し、訪問指導、集団運動

指導、個別相談を行う。

- 理学療法士と連携しながら、看護師などが在宅で短期集中的に相談・指導を行うことで、高齢者の体力の改善や日常生活動作などの改善を支援する。
- 介護職員の処遇改善や労働環境の整備について、関係機関への要望活動を推進する。
- 住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、きめ細やかな在宅福祉サービスの充実と高齢者と家族への支援を推進する。
- 在宅の高齢者を介護している家族の精神的、または経済的負担を軽減するための支援を行うことにより、在宅生活の継続と向上を図る。
- ひとり暮らし高齢者などの生活の質の向上を図るため、見守りと配食サービスを提供し、日常の食生活を支援する。
- 在宅のひとり暮らし高齢者の日常生活の安全を確保するとともに、精神的な不安を解消するため、緊急通報システム機器を貸与し、緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備する。
- 在宅で日常生活を営むのに支障がある人に対して、心身の状況、その置かれている環境の状況把握に努め、老人ホームへの入所措置を図るなどの支援に取り組む。
- 判断能力が不十分な高齢者の福祉増進を図るため、専門機関と連携しながら高齢者保護及び権利擁護の支援に努める。

③ 障がい者（児）福祉

- 個人の状況に応じ継続した福祉・保健・医療に関する、様々なサービスが受けられるよう各種支援体制の充実を図り、関係機関との連携を推進する。
- 地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、就労支援や日中活動の場を提供する。
- 屋外での移動が困難な障害者の自立生活・社会参加を促進するため、外出の際の移動支援の充実、スポーツや文化活動において参加しやすい場の提供に努める。
- 障害による差別をなくし、支え合う共生社会の実現のため、地域住民に対して障害者の日常生活及び社会生活への理解を深めるための研修・啓発事業や交流・体験事業、ボランティアの育成を行う。
- 生活の様々な機会に障害にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されることのないよう、成年後見制度の利用支援・虐待防止対策の推進などにより権利擁護に努め、安心して暮らせる地域社会づくりを推進する。
- 障害者にとって必要な情報の提供や権利擁護のための、相談体制の充実を図る。
- 障害者基本法に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」及び児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」を策定し、各計画に基づいた障害福祉施策を推進する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉施設 保育所	河北地区統合保育所建設事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉施設 児童館	放課後児童クラブ事業（整備）	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉施設 児童館	地域子ども・子育て支援拠点事業（整備）	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	認定こども園	（仮称）桃生こども園建設事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	牡鹿保健福祉センター（清優館）改修事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	網地島デイサービスセンター及び網地島高齢者生活福祉センター改修事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子ども・子育て支援拠点事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	老人クラブ活動費補助事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	生きがいデイサービス事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	敬老祝金支給事業及び敬老会開催事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	在宅高齢者サービス事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	地域活動支援センター事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 その他	妊産婦健康診査費助成事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

わが国では、医療の進歩や生活水準の向上などにより平均寿命は急速に伸び、世界における長寿国となった。

しかし、近年では、少子高齢化の進展、人口減少の加速化など生活や社会環境が大きく変化し、生活習慣病や認知症、寝たきりを含めた要支援・要介護者の増加など、今後も深刻な社会的問題が進行していくと予測されており、「健康寿命」を延ばすことと、地域の実情に応じた安定した医療が提供できる体制を構築する必要がある。

感染症は身近な問題であり、特に令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るっており、最近では世界各地で変異株が発生し、国内でも感染の中心になるなど依然として対策が必要である。

本市の死亡原因は、がんや心疾患を含む生活習慣病が5割を超えており、健診結果においては肥満やメタボリックシンドローム該当者の割合が全国、宮城県よりも高く、生活習慣病予防が課題となっている。

また、震災後の被災者を取り巻く新たな環境の変化でストレスを抱えている市民が多くなってきており、復興公営住宅などへの入居後、状態が悪化している傾向にある。本市の自殺死亡率は平成25年度をピークに全国や宮城県より高い水準で推移していることから、関係部署が連携し、全庁的な自死対策が必要となっている。

このような現状を市民が理解し、自分に合った正しい生活習慣の習得や、病気の予防・早期発見のための予防接種や定期健（検）診の受診など、普段から健康づくりに対する意識の向上を図る必要がある。

また、地域医療を取り巻く環境は、医師不足など厳しい状況が続いており、今後も人口減少や少子高齢化の進展に伴い、医療需要が大きく変化することが見込まれる。

特に、本市においては、震災により石巻市立病院、夜間急患センター、雄勝診療所、寄磯診療所の新築などハード面での大きな変化や、半島沿岸部から内陸部への人口移動による市内での人口構成の変化など、震災前と比較すると大きく変化している。

こうした社会情勢の変化のほか、住民の医療ニーズの変化や休日・夜間の医療体制などの救急時における医療ニーズなどにも対応可能な地域医療体制を構築する必要がある。

(2) その対策

- ☐ 健（検）診を受けることで、市民自らの健康状態を確認し、自身の生活習慣の振り返りや改善ができるよう支援する。
- ☐ 健（検）診結果に基づき、個人の生活状況に合わせた支援をすることで生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組む。
- ☐ ライフステージごとの健康づくりを通じて、健康寿命の延伸に努める。
- ☐ 自分自身のストレスを把握・対処できるようにするとともに、気軽に相談できる機会を増やす。
- ☐ 健康について相談できる場を市民に広く周知する。

- 感染症の拡大防止を図るため、各種定期予防接種を実施する。
- 救急時の初期医療体制を確立し、救急患者搬送機関及び病院群輪番制病院との円滑な連携のもと、入院治療を必要とする重症患者の医療の確保を図る。
- 各医療機関と連携を図りながら、プライマリ・ケアなど、石巻圏域での安心できる医療提供体制の構築に努める。
- 離島や半島沿岸部に居住する住民の健康保持のため、医師の確保や施設の整備補修を図り、安定的な地域医療提供体制の構築に努める。
- 石巻圏域における「切れ目のない医療提供体制」を構築・維持するため、診療・治療に必要な医療機器などを計画的に整備・更新する。
- 感染症対策について、関係機関への働きかけを行い、迅速かつ柔軟な体制の構築に努める。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
医療の確保	診療施設 病院	医療機器等購入事業（牡鹿）	市
医療の確保	診療施設 病院	設備改修事業（牡鹿）	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	牡鹿病院繰出金	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	橋浦診療所運営事業	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	雄勝診療所及び雄勝歯科診療所運営事業	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	寄磯診療所運営事業	市
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	網小医院運営費補助事業	医療法人
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	病院群輪番制病院運営事業	医療機関
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	休日等急患診療対策事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要な事業を適切に実施していくこととする。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 教育環境の整備

全ての児童生徒の可能性を引き出す教育の質の向上及び学びの保障のため、安全安心で質の高い教育環境の整備を図っていく必要がある。学校施設については、平成 20 年に策定した「石巻市立学校施設耐震化整備計画」に基づき学校の耐震補強工事を、震災により被災した小・中学校の復旧については、平成 24 年に策定した「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」に基づき再建を進め、耐震補強工事については平成 27 年度に、被災した小・中学校の復旧については令和元年度に完了し、学校施設の順次整備を図ってきたが、施設の中には建設後、相当年数経過しているものが多数あり、中には、このまま放置しておく安全安心をおびやかす危険要因となる箇所もあることから、令和 2 年度に策定した「石巻市立学校施設整備保全計画」に基づき、計画的に施設整備を進めていく必要がある。

また、計画的な施設整備や地場産品を積極的に利用することにより、安全安心で児童生徒の健康な発達に資する質の高い学校給食の提供を図る必要がある。

学習環境については、各校のパソコン教室等の整備や G I G A スクール構想に基づく児童生徒 1 人 1 台端末の整備を行い、情報化社会に対応する I C T 環境の整備を図ってきた。今後は、整備した端末を最大限に活かし、学習環境の質の向上のため、整備を継続していく必要がある。

また、国の定める新学校図書館整備 5 か年計画に基づき、各校の学校図書館の蔵書の整備を行い、児童生徒の読書活動の推進を図ってきたが、引き続き、学校図書館の充実や活用促進のため、整備を継続していく必要がある。

② 学校教育の充実

近年、わが国においては、少子高齢化、人口減少などが加速度を増し、教育分野においても、子どもたちの学力・学習意欲の低下、利己的な個人主義の風潮など、様々な課題が指摘されている。

このように社会情勢が変化する中、本市では、どのような時代にも対応できる人間を育成するため、社会の変化に主体的に対応し、自ら考えて判断・行動する「社会を生き抜く力」を持った人を育成することを目指し、確かな学力とよりよく生きるための豊かな心の育成を推進してきた。

近年のグローバル化の加速度的な進展を踏まえ、本市では、外国語教育及び国際理解教育の充実を図ってきた。こうした取組の中で幼稚園・こども園から高等学校まで A L T を配置し、児童生徒の外国語教育の向上と、幅広い視野に立つことのできる若者の育成に努めてきたが、今後も国際化社会に対応できる人材育成を推進するためにもこうした取組を継続する必要がある。

児童生徒が学習に取り組むうえで、経済的な理由や地理的な条件によって、不利な状況に置かれることがなく、全ての児童生徒が等しく学習機会を享受できる環境を整えることは、将来を担う有能な人材の育成を図るうえで非常に重要なことである。

本市においては、就学困難な児童生徒に対し、就学援助費の支給や、奨学金貸与などを行うほか、遠距離通学となる児童生徒に対し、スクールバスの運行を行うなど、安全安心に通学できる環境整備に取り組んでおり、今後も引き続き就学に関する援助制度について周知し、就学支援の充実を図る必要がある。

本市では、引き続き社会の変化に対応していく力を育成する教育を推進するとともに、子どもたちの個性と能力を最大限に伸ばし、充実した学校生活を送ることができるよう、ひとりひとりのニーズに合ったきめ細かな教育を推進していく必要がある。

③ 防災教育

本市では、各学校において、災害から児童生徒を守る取組として、震災発災前から、防災教育計画や学校防災マニュアルを策定し、これらに基づく避難訓練を行い、災害の発生に備えてきた。

しかし、震災によって、児童生徒が通う学校は大きな被害を受けたほか、未来ある尊い生命が多数奪われ、子どもたちの心にも大きな影響を与えた。

本市では、この経験を決して忘れることなく、再びこの地を襲う可能性のある地震・津波に対し、より強固な備えをしていくことが求められている。

そのためには、児童生徒があらゆる災害に直面した時に、確実に自らの命を守り抜くことができるよう、防災教育を推進するとともに、教職員の防災教育指導力向上を図りながら、学校の災害対応力を高める必要がある。

④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

地域社会における人間関係は、子どもたちが様々な体験や人との関わりを通し、自主性や社会性を身に付けるうえで、非常に重要な役割を担っている。

近年では、核家族化・少子高齢化・地域コミュニティの希薄化が進み、子育てについて、気軽に相談できる機会や世代間で交流する機会が少なくなっており、本市においては、震災による地域コミュニティの変化により、都市化や過疎化の進行が、より一層加速している。

本市では、これまでも地域の協力を得ながら、通学時における児童生徒の安全の確保や、青少年健全育成などの取組を実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを協働して推進してきた。

こうした、学校と地域が連携・協働する取組は、地域における学校教育活動の理解が不可欠であることから、学校から地域に対する情報発信をより一層推進し、学校に対する理解を深めてもらう必要がある。

子どもたちが地域の中で安全安心に生活を送り、心豊かにたくましく成長していくためには、地域との関わりは不可欠である。引き続き学校と地域が連携しながら、子どもたちの健全育成や安全確保、協働教育の充実に努めるとともに、地域の声を学校の運営に活かし、より良い教育活動を行っていくための体制づくりを推進する必要がある。

⑤ スポーツ活動の推進

生涯にわたるスポーツ活動は、他者とのコミュニケーション、爽快感や達成感によるストレスの解消、体力の向上や生活習慣病の予防など、人生をより豊かにするとともに心身両面の健康増進に大きな効果があることから、健康で生き生きとした人生を送るうえで非常に重要なものである。

本市では、市民自らが心も体も健康で、生き生きとした豊かな生活を営むため、市民ニーズに沿った心と体の健康づくりを可能とする生涯スポーツの普及と意識醸成などにより、気軽にスポーツを楽しめる環境整備に取り組んできた。

近年では健康に対する意識の向上により、スポーツを楽しむ人がいる一方で、全くスポーツに取り組まない人との二極化が生じており、スポーツに対する意識をどのように変えていくかも課題となっている。

このような状況を踏まえ、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を充実させるため、各種スポーツ施設の整備や市立小中学校体育施設の有効活用など、身近な場所でスポーツを楽しむ環境づくりに努めていく必要がある。

また、地元に着したスポーツイベントの開催などを通じて、地域の活性化を図るとともに、スポーツの楽しさや魅力を身近に感じ、スポーツへの関心が高まる取組の推進も必要となる。

今後も、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送るため、スポーツ環境の整備や市民のスポーツに対する意識啓発に取り組む必要がある。

(2) その対策

① 教育環境の整備

- ☐ 児童生徒の読書活動を充実したものにするため、学校図書館の蔵書について計画的な購入及び更新を行い、学校図書館の利用促進が図られる環境整備を推進する。
- ☐ ICT機器の整備を図るほか、教員のICT機器に関する指導技術の向上に努め、ICT機器を使用した効率的な学習の展開を図る。
- ☐ 備品及び教材等の計画的な整備と更新を行い、良好な学習環境を提供できるよう努め、また、学習内容や指導方法に対応した備品及び教材等を整備し、学習環境の質的向上を図り、快適な学習環境を長く維持していくため、備品及び教材等の適切な使用について指導を行う。
- ☐ 安全安心で栄養バランスの整った学校給食を提供するため、積極的な地場産品の利用と計画的な施設整備を図る。
- ☐ 「石巻市学校施設整備保全計画」に基づき、計画的に学校施設の改築や改修を進めるとともに、児童生徒の安全確保のため、随時、学校施設の修繕を行うほか、各設備の定期的な検査を実施する。

② 学校教育の充実

- ☐ 自ら考えて判断・行動する生きる力を育成するため、その基礎となるひとりひとりの

学力の定着と向上を図る。

- 道徳的実践力を育成する取組や人権意識の醸成を行うとともに、豊かな感性と人間性を育む取組を推進する。
- 市立小・中学校の全てにコミュニティ・スクールを導入することで、地域とともにある学校づくりを推進し、児童生徒の健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図る。
- 障害のある児童生徒や外国籍の児童生徒などに支援員を配置し、学習や生活指導の充実と学校生活における安全を確保する。
- いじめに関する問題に組織的に対応するため、関係機関などとの連携を推進するほか、教員や保護者を対象とした研修を通して「いじめを許さない風土づくり」を進め、いじめの未然防止及び早期解決を図る。
- 登校したくても登校できずに、不安な日々を送っている児童生徒に対し、安心できる居場所を提供するとともに、自立を促しながら、個々の状態に応じた生徒指導、生活指導、基礎学力補充の学習指導を行う。
- 中学校及び高等学校での外国語教育及び国際理解教育を推進するとともに、小学校では「外国語活動」及び「外国語」の時間を通して外国語や外国人の文化に慣れ親しむ姿勢を育み、国際理解教育を推進する。
- 経済的理由などによる就学困難な若者などに対し、各種奨学金制度の活用による支援を行い、有能な人材の育成に努める。
- 地理的条件により遠距離通学となる児童生徒の安全を確保するため、スクールバスの運行を実施するなど、地域の実情に合わせた事業に取り組む。
- 経済的理由などによる就学困難な児童生徒の、均等な就学機会が確保されるよう、就学援助事業などの支援に取り組む。
- 定期的な健康診断の実施により、児童生徒に係る疾病の早期発見に努め、予防指導の強化を図る。

③ 防災教育の推進

- スクールカウンセラーの配置により、児童生徒、保護者及び教職員の心理面の安定を図るほか、小・中学校における相談体制や関係機関との連携体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題行動の早期対応と早期解決を図る。
- 震災により心に深い傷を受けた子どもたちに対し、医療専門家によるケース相談を実施し、児童生徒の心のケアに取り組む。また、震災により死亡または行方不明となった児童生徒などの遺族に対し、個別訪問や来室による相談、支援活動、交流会などを通して、気持ちに添ったサポートをしていく。
- 震災を教訓とした防災教育副読本を作成し、児童生徒が授業をとおして活用することにより、本市の実態に即した防災教育の推進と災害対応力の育成を図る。
- 緊急地震速報受信機設置による緊急地震速報を活用した避難訓練を導入し、児童生徒が災害から命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する。

④ 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

- 子どもたちに関わる様々な課題解決に向けて、「学校・地域・家庭が、それぞれの機能を果たしながら協働し、社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体ではぐくむ協働教育」を推進する。
- 地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。
- 問題を解き明かす自主性と創造する心を育み、「学ぶ楽しさ・知る喜び」を実感することにより、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、創造性と思いやりのある豊かな心をもつ子どもたちを育成する。
- 読み聞かせなどを行い、乳幼児期からの読書活動を推進し、将来を担う子どもたちのため、より良い読書環境の整備を図る。
- 子育てサポーターや子育てサポーターリーダーなど、身近な人たちによる支援体制を構築し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会などになかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う。
- 地域の教育力を活用し、子どもたちの豊かな心を育むため、郷土の自然、文化を体験させる取組を展開する。
- 家庭教育学級を開設し、家庭や親のあり方、子育てなどに関する学習機会を提供することにより家庭教育の支援を行う。
- 子ども会活動や青年ボランティアを通じて、リーダーシップや相手を思いやる心の育成を図る。
- 地域住民が日常的に集い、人々の生活に根差した地域活動の拠点となるよう集会所などの新築、改修などを支援する。
- 通学時の見守り活動ができるように、学校と地域が連携し、子どもたちを見守る仕組みづくりを推進する。
- 青少年の非行防止及び健全育成を図るため、街頭補導活動や少年相談などに取り組む。

⑤ スポーツ活動の推進

- 市民がスポーツを通じた健康づくりや生涯スポーツ社会の実現、人々との交流につながるよう、ライフステージに応じたスポーツに接することのできる機会の創出に努める。
- スポーツを通して子どもの健やかな成長を支援するため、学校体育の充実や地域での指導者養成に取り組む。
- 関係団体や各種競技団体と連携し、優れた資質を持つ選手の発掘に努めるとともに、選手や指導者の育成・確保を進め、競技力の向上を図る。
- 安全安心に利用できる施設の維持管理を徹底するとともに、施設のネットワーク化や学校体育館の開放など、効率的な運用による整備・有効活用を図る。

- スポーツ大会や各種イベントの開催、スポーツ合宿の誘致などを通じた交流促進による地域の活性化を図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
教育の振興	学校教育関連施設 校舎	長寿命化改良事業	市
教育の振興	学校教育関連施設 校舎	桃生小学校施設維持整備事業	市
教育の振興	学校教育関連施設 校舎	桃生中学校耐力度調査事業	市
教育の振興	学校教育関連施設 屋内運動場	長寿命化改良事業	市
教育の振興	学校教育関連施設 屋内運動場	河北中学校屋内運動場改築事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 公民館	河北総合センター施設改修事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 公民館	桃生複合施設維持管理事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 集会施設	集会所建設費補助事業	町内会等
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	桃生武道館改修事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	桃生野球場改修事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	桃生植立山公園改修整備事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	北上にっこりサンパーク野球場改修事業	市
教育の振興	集会施設、体育施設 等 体育施設	北上にっこりサンパーククラブハウス建替え事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 幼児教育	河北・桃生幼稚園園児輸送事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	遠距離通学支援事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	遠距離通学費補助事業（河北・桃生）	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 生涯学習・スポーツ	自然体験学習推進事業（牡鹿）	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 生涯学習・スポーツ	青少年文化芸術鑑賞事業	市
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 生涯学習・スポーツ	文化芸術団体の育成事業	文化芸術団体
教育の振興	過疎地域持続的発展 特別事業 その他	少年センター運営事業（補導員配置）	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載した公共施設等のうち、学校施設については、石巻市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定めた石巻市学校施設整備保全計画により、その他の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要となる事業を適切に実施していくこ

ととする。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市では、震災以前からの人口減少に加え、半島沿岸部では東日本震災による市外への転出、内陸部への転居などにより、大幅に人口が減少している一方で、内陸部では半島沿岸部からの転居などにより一部地域に集中して人口が増加するなど地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化している。

震災後に新しく住居が形成された内陸部の地域では、地域自治活動や住民同士の交流活動など、地域の活性化が図られる一方で、人口流出が大きい半島沿岸部地域では、地域の担い手不足によるコミュニティの弱体化が懸念されている。

地域コミュニティの維持には、市民ひとりひとりの意識が重要であり、住み慣れた地域に安心して住み続けるため、個人が地域住民としての自覚を持ち、思いやりを持って、周りの住民と共に支え合い、助け合うという意識を育むことが必要であり、SDGsの概念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のためには、各種課題に地域一丸となって取り組むことが求められている。

こうしたことから、中立的な立場で支援を行う中間支援組織など、先端的な考え方や手法を取り入れたまちづくりを推進する必要がある。

(2) その対策

- 住民自治組織の立ち上げや、住民主体で開催するコミュニティ活動、住民交流事業の開催、また、中立的立場で支援を行う中間支援組織の活用など市民ニーズに対応した地域コミュニティの形成を促進する。
- 地域コミュニティの強化、地域福祉や子育て、防災などの様々な分野間での連携を図るため、地域で活動する団体と協働し、コミュニティ活動の活性化を目指す。
- 地域住民の連携により地域の活性化、地域福祉、防災、防犯など幅広い目標に向けて協力できる地域づくりを目指す。
- ICT技術を活用した、幅広い世代がつながる、新たなコミュニティ活動を創出する。
- 市民の連帯の強化及び地域の均衡ある発展に資するため、地域活性化及び地域課題の解決に資する事業を推進する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	買物支援対策事業	市
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域自治システムの構築	住民自治組織
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域づくり基金事業（助成金）	各団体
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	離島振興対策事業（牡鹿）	市

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、市民ひとりひとりが心豊かな生活を送るため、生涯学習に係る情報や機会の提供、各種相談など、市民の生涯学習活動を支援するとともに、文化芸術に関するイベントなど、市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりを推進している。

また、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供することなどにより、文化芸術活動の促進に努めるとともに、感性を磨き、創造性を豊かにするため、読書に親しみ、楽しむことができる取組を実践してきた。

郷土への理解を深めるためには、伝統・文化の保存及び継承が非常に重要である。本市では文化財の現況について調査研究や保存に取り組んできたほか、伝統文化・伝統芸能の後継者への支援及び育成を行い、文化財、伝統文化・伝統芸能などの文化遺産を次世代へ継承していく取組を推進してきたが、人口減少や高齢化により伝統文化を継承する人材不足が進行している。

これらは、古い歴史の中で生まれ、地域のなかで育まれてきた貴重な財産であり、後世に伝えるべき重要な遺産である。

こうした文化を後世へ伝えるべく、地域活動や学校の授業などで、学ぶ機会を創出しながら、多世代との交流を図るとともに、郷土の歴史や文化に対する興味や関心、愛着を育み、次世代へ継承していくための取組を推進する必要がある。

(2) その対策

- 芸術文化の向上と市民の教養、豊かな感性を高めるため、様々な地域の文化や芸術に触れる機会を提供する。
- 地域の芸術文化の発展を促し、地域文化の振興と向上を実現するため、文化芸術活動や伝統芸能の振興を行う団体との連携を強化し、市民の文化芸術活動を支援するとともに、伝統文化・伝統芸能の保存継承に努める。
- 本市の各種文化財の現況を把握するため、調査・研究を進めるとともに、文化財を保護、保存し、一元管理された結果を市民に分かりやすく提供する。
- 文化財の積極的な調査、研究、公開と市民の学習活動を推進するため、毛利コレクションをはじめ、石巻地域の歴史・文化資料を活かした博物館活動を推進するとともに、市民に対する歴史学習の場の提供に取り組む。
- 図書、記録その他の資料を収集・整理・保存し、生涯学習の場として資料・情報を提供することにより、市民の知識や思考を助け、情操を豊かにし、より充実した市民生活を送れるよう支援する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
-----------	----------	------	------

地域文化の振興等	過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化 振興	文化財保存事業費等補助事業	保存団体
----------	------------------------------	---------------	------

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化による豪雨や干ばつなど異常気象は、産業活動などに伴って排出される人為的な温室効果ガスが要因と考えられており、今後はさらに生活基盤や生態系に大きな影響を与えることが懸念されているため、世界的規模で地球温暖化対策を強力に推進することが求められている。

地球温暖化の有効的な対策の一つとして、再生可能エネルギーの活用が挙げられる。再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスなどの限りのある資源とは違い、持続的に再生することが可能な資源を指し、太陽光や風力などがこれに当たり、利用時に温室効果ガスを排出しないことから、温室効果ガスの削減に大きく貢献するものと期待される。本市においては、地球温暖化防止に関する啓発や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの有効活用が求められている。

(2) その対策

- ☐ 太陽光発電システムなどの設置や設置支援に努め、温室効果ガス排出の低減を推進する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電等普及促進事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載したすべての公共施設等の整備は、石巻市公共施設等総合管理計画の考え方との整合を図りながら、公共施設等の適切な管理を推進し、過疎地域の持続的発展に必要なとなる事業を適切に実施していくこととする。

1.3 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住促進事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊設置事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	結婚支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	雄勝ガーデンパーク推進支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	友好都市交流事業（河北）	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	石巻市のしごと理解促進事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	人材育成促進事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	民間による人材育成等支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	優良肉用牛生産振興対策事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（農林）	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成総合支援事業（水産）	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業（河北・桃生・北上）	農業者等の団体	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	有害鳥獣対策事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	鯨食普及事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。

産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	種苗放流等事業費補助事業（アワビ） （雄勝・北上・牡鹿）	漁業協同 組合	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	種苗放流等事業費補助事業（シジミ） （北上）	漁業協同 組合	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	中小企業融資・小企業小口融資あつ せん事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	産業創造助成金事業（研究開発、人 材育成、情報提供、知的財産等取得）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	商工会事業費補助事業	商工会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	6次産業化・地産地消推進センター 運営事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	6次産業化・地産地消推進助成金事 業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	企業訪問事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	石巻市産業連携会議事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	起業・経営相談事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	中小企業支援セミナー等開催事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	産学官連携事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	事業者マッチング事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化	C N F 利活用促進事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	海水浴場管理運営事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである

産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	かほく夏祭り実行委員会補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	かほく産業まつり補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	雄勝海鮮市まつり補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の持 続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	伝統工芸品振興事業費補助事業（雄 勝）	雄勝硯生 産販売協 同組合	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	ものうふれあい祭補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	北上にっこり写真セミナー補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	北上にっこりまつり＆歳の市補助事 業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 観光	牡鹿鯨まつり補助事業	実行委員 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業立地促進事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業誘致アドバイザー活用事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	官民一体となった企業立地推進事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	人材確保支援事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業情報発信・マッチング事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 企業誘致	企業立地等支援事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである

産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援補助事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	トライアルマーケット支援事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援セミナー開催事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	ワンストップ窓口相談事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業支援事業者連携会議によるフォ ローアップ事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	創業機運醸成事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
地域における 情報化	過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	テレビ共同受信施設組合施設改修費 等補助事業	自主共聴 組合	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
交通施設の整 備、交通手段の 確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	牡鹿地区市民バス運行事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
交通施設の整 備、交通手段の 確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	住民バス運行費補助事業	運行協議 会	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
交通施設の整 備、交通手段の 確保	過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	離島航路維持事業（牡鹿）	航路会社	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	地域子ども・子育て支援拠点事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者 福祉	老人クラブ活動費補助事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者 福祉	生きがいデイサービス事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
子育て環境の 確保、高齢者等	過疎地域持続的 発展特別事業	ひとり暮らし老人等緊急通報システ ム事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも

の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉			のであり、効果が将来に及ぶものである
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	敬老祝金支給事業及び敬老会開催事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	在宅高齢者サービス事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	地域活動支援センター事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 その他	妊産婦健康診査費助成事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	牡鹿病院繰出金	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	橋浦診療所運営事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	雄勝診療所及び雄勝歯科診療所運営事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	寄磯診療所運営事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	網小医院運営費補助事業	医療法人	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	病院群輪番制病院運営事業	医療機関	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	休日等急患診療対策事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	河北・桃生幼稚園園児輸送事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学支援事業	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学費補助事業（河北・桃生）	市	本施策は、過疎地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである

				及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポ ーツ	自然体験学習推進事業（牡鹿）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポ ーツ	青少年文化芸術鑑賞事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポ ーツ	文化芸術団体の育成事業	文化芸術 団体	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業 その他	少年センター運営事業（補導員配置）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	買物支援対策事業	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地域自治システムの構築	住民自治 組織	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地域づくり基金事業（助成金）	各団体	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	離島振興対策事業（牡鹿）	市	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである
地域文化の振 興等	過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	文化財保存事業費等補助事業	保存団体	本施策は、過疎地域の 持続的発展に資するも のであり、効果が将来に 及ぶものである